

幕長戦争・将軍空位期における中央政局と薩摩藩

町田 明広

はじめに

慶応二年（一八六六）六月七日、幕府艦隊による周防大島への砲撃が始まり、十三日には芸州口・小瀬川口、十六日には石州口、十七日には小倉口でそれぞれ戦闘が開始され、第二次長州征伐（幕長戦争）が勃発した。その最中の七月二十日、征夷大将軍徳川家茂が大坂城で急逝したため、禁裏御守衛総督・摂海防御指揮として在京する一橋慶喜が徳川宗家の家督は相続する一方で、将軍継嗣は辞退し続ける事態、いわゆる将軍空位期が生じた。こうした慶喜の動向によって、中央政局は大きな影響を受けると同時に、幕長戦争の方向性も決定付けられた。

この時期の薩摩藩・島津久光は、幕長戦争後の幕府の矛先が薩摩藩に向かうことへの警戒心から藩地に割拠して、貿易

の振興や軍事改革・武備充実による富国強兵を目指して藩政改革を推進しており、幕府から距離を置いて将来の戦闘に備えるという「抗幕」志向を明確にしていた。一方で、武力を伴わない外交権の移行による事実上の幕府打倒、つまり幕府を廃する「廃幕」を企図していた。前者は武力発動による、後者は大政奉還による抗幕・廃幕路線に連動することになる。この時期の薩摩藩は、抗幕態勢を強化するためのパートナーとして、慶応二年一月の「小松・木戸覚書」（いわゆる薩長同盟）の成立による長州藩、六月の英国公使ハリール・パークスの鹿児島訪問によるイギリスを国内外に得ることによって、廃幕運動に向けた大きな後ろ盾を確立することが叶った。

薩摩藩は幕長戦争前から出兵拒否の態度を頑なに崩さず、開戦となると禁裏守護の名の下に多数の藩兵を上京させたこともあり、結果として長州藩の後方支援のような役回りを果

たした。追い打ちをかけるように、朝廷に久光・藩主茂久連名の上書を奉呈し、幕政を厳しく指弾して早期解兵を求めるとともに、朝議に対する不満も述べている。こうした薩摩藩の態度は、親薩摩藩的な態度を貫く松平春嶽の再三にわたる斡旋にも拘らず、幕府との対立を一層拡大することになったが、特に会津藩との確執は抜き差しならないレベルに達していた。

また、慶喜の將軍職辞退から生じた將軍空位期において、在京薩摩藩士は大久保一蔵・内田政風を中心に、慶喜自らが希望した諸侯会議の実現に向けた周旋活動に邁進した。とりわけ、慶喜が諸侯の上位に位置してイニシアティブを執ることを回避するため、朝廷からの諸侯召命にこだわり、諸侯会同までは国事に関する朝議の非開催を企図して奔走した。更に、慶喜の將軍職就任に繋がりがかねない、除服参内を断固阻止する運動を執拗に展開し、慶喜および股肱の臣である原市之進との政争を繰り返した。

ところで、幕長戦争・將軍空位期における中央政局に関する先行研究¹⁾について、薩摩藩の動向に触れたものは余り見られず、薩摩藩の出兵拒否における周旋の具体的な動向や、抗幕姿勢によって先鋭化された会津藩との確執に特化された考察は、管見の限り見当たらない。また、慶喜や筆頭老中板倉勝静が該当期の薩摩藩をどのように捉え、対処しようとして

いたのか、かつ中央政局に居続けた松平春嶽の親薩摩藩的な動向について、言及がなされていない。更に、中央政局での薩摩藩の動向が幕長戦争に与えた影響について、不分明な点も多く、その意義についての言及も乏しい。諸侯召命・除服参内問題における薩摩藩・大久保らが実行した周旋の具体的な意図や内容などの分析が不十分であり、しかも、それに関わる大久保・内田と慶喜・原の抗争については、十分な考察は見られず、かつその重要性についてもほとんど論じられていない。

本稿では、幕長戦争の経緯については諸書に譲ることとし、これらの諸問題について可能な限り考察を加え、薩摩藩による幕長戦争・將軍空位期における中央政局での具体的な周旋活動の実態を明らかにし、大久保らによる出兵拒否の真相および抗幕体制を一層構築した薩摩藩と会津藩の確執の実態を考察し、中央政局に与えた影響について論じたい。また、徳川宗家を相続した慶喜の動向を追いつつ、諸侯召命・除服参内問題における薩摩藩と慶喜の激烈な政争の経緯を、朝廷との関係に十分に留意しながら論証することを目的とする。

1 薩摩藩の出兵拒否問題

慶応二年六月二十七日、幕長戦争の開戦から二十日後、薩摩藩主島津茂久は大坂留守居木場伝内および大久保一蔵を介して、以下の届書を大坂城の老中板倉勝静に呈して征長出兵を辞退した。

別紙家来共ヨリ言上ノ趣、兼テ申聞置候趣意ニ御座候処、既ニ長州ノ儀御請書不差出候節ハ、一同討入候様被仰渡候趣承知仕候、御決定ノ上不容易御儀ト恐入候得共、皇国ノ御大事ニ相拘、且名分条理不相立候テハ、御請難仕儀兼テ確定ノ旨趣有之、別紙ニモ申上候通於大義難相濟、不得止御断申上候間、宜敷御聞届被下候様相願候、以上、

これによると、別紙（四月十四日付上申書^③）の通り、薩摩藩は長州再征に反対であり出兵は拒否していたが、長州藩が請書を出さない場合、長州再征を實行する旨承知した。しかし、皇国の一大事であるにも拘らず、名分も条理も立たなければ、その命に従えないとの藩論であるとして、重ねて出兵を拒絶した。

ところで五月二十八日、幕府は幕長戦争の開戦を前にして、前越前藩主松平春嶽に対し家茂進発後の大坂城の留守守

衛を任せるため上坂を命じた。春嶽は家茂の進発を思い止まらせるため、六月二十五日に福井を出発し、二十九日に天機伺候と將軍進発に諫言する是非を慶喜に相談するため、下坂の途中に入京した。七月一日、慶喜は春嶽と面会した際、「薩の征長に人数を出さぬハ、其事由有る事にて尤の事なり」と述べたため、春嶽は「如何の事由ある事かは存せされとも、方今天下に布告して問罪の師を向けられ藩々各人数を出せるに薩独り出さず、拙生ハ兼て薩と懇意にいたせとも此事ハ不当と存するなり」と、薩摩藩だけが出兵を拒否することに対して不平を申し立てた。

慶喜は「別に訳あり、先達而幕府に下されし大儀に思食云々の御書付は肥後守とともに申立て拵へたるなり、尹宮を始、長の事ハ此上尚又寛大にと思召よしなれとも、此上寛大と申事ハあるへくもあらず侍て、右の御書付を下さる、事に拵たるなり、夫を薩ハ近衛殿より聞て知り居る故人数を出さぬなり」と六月七日の開戦時、慶喜・松平容保らは参内してその旨言上に及んだ。その際に御書付（返答書）として、「毛利大膳父子裁許之儀先般経天聴其末申達候處及違背候二付、問罪之師差向候旨遂奏聞被聞食候、大樹ニハ長々滞坂此上模様ニ寄進発ニモ可及大儀ニ被思食候、速奏追討之功奉安宸襟候様、討手之諸藩ヘモ可申聞之旨御沙汰候事^④」を慶喜に下賜していた。実際には、朝彦親王を始め廷臣は長州藩に対

する寛典処分を望んでいたが、慶喜がそれを阻止して返答書を得たことを薩摩藩は近衛忠房から聞き及んだことから、出兵拒否をしているとの理解を示した。

薩摩藩の出兵辞退に対する反応について、七月四日、朝彦親王は招来した越前藩士伊藤友四郎に対し、「薩之征長に出兵せざるは如何なる事情ある事にや⁶⁾」と薩摩藩の長州再征への出兵拒否の事情を尋ねた。宮は「是ハ大隅守修理大夫にハ何も存寄なければ、大久保一藏異議を懐き居るより起れる事なり⁷⁾」と、久光・茂久父子の与り知らぬ所で大久保が異議を唱えたことが起点であると説明する。その事由として、「一昨年征長之時大島吉之助周旋にて謝罪に運ひしを其後再討となりし故、一藏国許にて今度ハ自分周旋して平和に至らしむへしと申立登坂しければ、周旋行届かず段々六ヶ敷なりし故、最早国許へ面目なく又長州へも信を失ふ姿にて進退茲に谷まり此表限り種々に事を巧むなり」と、元治元年（一八六四）の第一次長州征伐における西郷吉之助の周旋によつて、長州藩の謝罪に至るも再征となつた。大久保は鹿児島に居て今度は自分が周旋して和平に持ち込むとして上坂したものの、周旋は行き届かず成功が段々と難しくなつた。そのため、最早国許に対する面目がなくなり、かつ長州藩への信義も失うと進退に窮したため、表面化したような様々な事を企んだと明言した。

加えて、「就てハ大藏太輔殿をも欺くまじきに非ず、御注意ありて然るへし、此間御面話をと申せしも此事を告げん為なり、併一藏も憐むへき事なれハ何とか活路を与へたきものなり」と、今回の伊藤との謁見を設定したのも大久保は春嶽をも欺こうとするはずなので、それを注意するように告げるためであると述べる。更に、大久保は憐れむべきであり、何とか活路を与えたいと同情を開陳した。朝彦親王がわざわざ春嶽の家臣を呼びつけてまで大久保批判をしたことは、大久保の周旋が如何に強烈であつたかの裏返しであり、親王の警戒心を如実に示す証左である。また、中央政局における薩摩藩の周旋は、国許の久光の意思ではないという推測がこの届書によつて、実しやかに反薩摩勢力に共有される契機となつたことは重要である。

七月八日、これ関して春嶽は慶喜を訪問し、「薩の人数を出さ、るは大久保一藏の意見なるよしに聞及ひしか、国許にて大隅守修理大夫の存寄ハ如何⁸⁾」と尋ねた。慶喜は「天理大義に於て出兵しかたしと申張候ハ一藏なるへけれども、其後国元へも申遣ハし候由、今度修理大夫名を以て出兵致し難き旨申出候へは、国元に於て大隅守にも同意せしなるへし」と、出兵を拒絶したのは確かに大久保である。しかし、国許に事情を伝えた結果、藩主茂久の名の下に出兵拒否を申し出て来たので、久光も同意であろうと回答している。

また、次期は若干下るものの七月二十七日、春嶽は老中板倉勝静に「今度御代替りとなりしハ痛歎の至りなれとも、是却而徳川家之危急を救ふへき好機会なるへし、如何となれハ方今天下の勢將に四分五裂に至らんとす」と、家茂から慶喜への徳川宗家の交代は痛恨の極みであるが、これはかえつて徳川家の危急を救う好機会であり、それは現在の天下の勢いは秩序なく乱れているからであると明言する。そして、薩摩藩の出兵拒否に至る経緯を「大久保一蔵一己の計らひにあらす、其根基ハ必国議ニて出てしなるへし」と、大久保の一存ではなく、薩摩藩の議論の中から生じたものであると述べる。

また、その議論の前提として、横浜鎮港談判のために外国奉行池田長発が全権使節としてヨーロッパに派遣された時、「佛国人コントデモンフランス（シャルル・ド・モンブラン）^⑩より日本の威武を海外に震輝せんにハ第一に諸侯の権力を削り、政権を幕府一手に帰せされハ行はれ難しとの説」を聞いて大いに同意して、その手段によって徳川家の衰運を挽回することを企図した。その後、「横浜在留佛国公使ロセツ（ロツシユ）に謀り其説を幕府に進めしに、幕府にても徐々に之を信用ありて、遂ニ今日長防再討の形勢に運ひたる趣を薩人も竊に佛人より聞居るよし」と説明した。これに対し、板倉は「大ニ驚かれし体にて、左あらは訳ある事なりと申さる」と

述べているが、本件については後述する。

なお、大久保の一連の行為が藩論であるかについて、物理的に久光の了解を取ることは難しいため、小松帯刀も不在の京都においては、内田政風らの要路と相談の上、建白は久光の意向から逸脱しない範囲でなされたものと考えるのが妥当である。大久保の独断に近いものではあるが、現場判断に任された問題のない行為であり、結果として藩論と追認されるものであった。

ところで、薩摩藩からの届書への対応について、七月七日に桑名藩士成瀬奎衛門が朝彦親王を訪ね、老中から一会桑勢力へ内談があり、「此度薩州今四月頃建白書面又々主人修理大夫名前ニ而差出ス右ノ儀種々議論候處、決定先書附ハ返シ以書中委細可申達哉^⑪」と、薩摩藩から四月頃の建白書が再び藩主名で出されたので様々議論の結果、返却して書面で委細を申し渡すことにした。松平容保と松平定敬は老中裁決に同意したものの、「一橋中納言一人不同意、右ノ説ノ通ナラハ諸藩出兵無之如何故、矢張強下^⑫ニ而可申遣旁ト申ス論ノ由、仍内々予ケ所存尋問ノ旨申ニ付肥後越中一同意ノ旨發、尚関白ノ所存可尋旨申聞畢」と慶喜が他藩も追従するとして不同意のため、朝彦親王に意見を求めており、親王は容保らに同意するが、関白二条斉敬にも意見を聞くように促した。また、同日に一会桑勢力と歩調を合わせていた久留米藩周

旋方久徳与十郎も朝彦親王を訪ね、「諸藩不審二付一橋軍代ノ所又薩出兵断如何二付、従朝廷一会桑且在京ノ諸藩等被召、只今迄令出兵候諸藩ハ御褒詞只今二出兵無藩ハ早々出兵イタシ奉安宸襟候様可致旨被命候へハ如何」と、諸藩は薩摩藩の出兵拒否に不信を抱いてるため、朝廷から一会桑勢力を始めとして在京諸侯を召し、出兵諸藩には朝廷から褒詞を与え、それ以外の諸藩には出兵を促して、宸襟を安んじること(を命じてはどうかと提案した。朝彦親王は賛成したもの、自分には権限がないので二条閑白に明日申し入れると述べている。薩摩藩のみならず未出兵藩に対し、朝廷権威を利用して何とか出兵させようとしていることが窺える。

七月十日の朝議において、一会桑勢力の意見を斟酌して翌十一日、「書面申立之趣ハ有之候得共、此程申達候通、寛大ノ御趣意ヲ以御処置相成候末、朝命違奉不致、御裁許違背ニ付、無余儀問罪ノ師被差向、抗命ノ者御誅鋤被成候段御奏聞ノ上、猶従御所御沙汰ノ次第有之候二付テハ、早々出兵、朝幕ノ御趣意相貫候様可被致候」との別紙を付けられ返却された。これに対し、京都留守居役の内田政風は十三日に「四月建白之節ハ家来共ヨリ建白之儀被返下候間、其儘御預申上候得共今度建白ハ主人ヨリ之儀此儘申下候テハ、留主居之罪科拘身命候間、何卒入天覽度旨段々懇願」したため、再び一会桑勢力に意見聴取の上、同日の朝議において不受理を決定

している。

ところで、幕長戦争の開戦後の中央政局の難題として、薩摩・会津両藩の確執があった。例えば、七月八日に松平春嶽が松平容保を訪問して会談した際、春嶽が「薩州ハ如何」と尋ねると、容保は「薩には誠二困り居るなり、兼而怪ミ居りしか果して当今人数指出したかたき旨申出、板倉も大困究」と薩摩藩の出兵拒否を詰り、老中板倉勝静も大いに困惑していると嘆じる。そして、「此上強て出兵之指図とならハ薩よりも激論申出へく、斯て双方の争ひともならは更に一長州を生すへき情勢なれハ、尊公御下坂の上ハ伊賀守より御尽力を御頼申上るよしなり、此事予しめ御承知置下されし」と、これ以上出兵を迫ると薩摩藩から激しく異論が出ることは必定である。そして、幕薩間に紛争が生じれば幕府に敵対する「新たな長州藩」がもう一つ生まれてしまう情勢であり、春嶽が下坂した際に板倉から尽力要請があるので、その積りでいて欲しいと懇請した。

それに対し春嶽は、「夫ハ存よらざる事にて御咄しの趣ハ承ハリ置へけれども、迷惑千万の事なり」と、強い口調で容保の要望を峻拒した上で、「勝安房ハ如何申居るや」と勝義那の意見を問い質した。容保は「勝ハ薩の人数を出ざるは尤の事也と申由、伊賀守も勝にハ困り居る由なり」と、勝が薩摩藩の出兵拒否を肯定しているとし、板倉も困っていると告

げて勝の態度を批判した。会津藩・容保は薩摩藩を長州藩と同列にして警戒・忌避しており、薩摩藩に近い存在として勝への警戒も垣間見え、春嶽としては薩摩・会津藩間の調停に乗り出せば対立に巻き込まれる恐れもあり、消極的にならざるを得なかった。¹⁵⁾

また七月十三日、越前藩士毛受鹿之介は高家の中條信汎を訪ねたところ、大坂から召命があり両三日の間に下坂するが、その事由は「朝廷の方を取繕候様にとの事なるへき敷、薩の方を周旋せよとの事なるへきか分明ならされとも」と、朝廷に現在の戦況を取り繕って報告することか抗幕的な薩摩藩への周旋ことか、命じられる内容は不分明であるとする。一方で、「段々承るに薩は決して禍心を蓄ふるにあらず、公邊に於て條理を踏せられ今後政道御反正あらは、先日指出候書付をも御下け戻しを願ふへしと申居るなり、兎角薩を嫌らひ長を討事を主張するハ会なり、会の頑愚たに解けなは薩ハ分を守るへく」と、薩摩藩は禍心を抱いているのではなく、幕府が至理至当を踏んで反正すれば先日の建白も取り下げると言っている。薩摩藩を嫌って長州藩を討つと主張しているのは会津藩であり、会津藩が頑愚でなくなれば薩摩藩は分相応に振る舞うであろうと述べる。高家旗本の中條のこの発言は、幕府要職の中に薩摩藩を擁護し、会津藩を批判する勢力の存在を示すものとして注視したい。

2 薩摩藩の抗幕姿勢と会津藩との確執

幕薩関係が緊迫度を増している中央政局に、新たな火種が惹起した。七月十七日、京都留守居内田政風は朝廷に「此度長防御討入相成兵端相開候段国元分相達、実二天下之大変ニ付兼而禁闕御警衛之命を奉し候得者、一涯厳重行届其任ニ堪候様無之候而者不相済、不取敢一隊之人数差出蒸気船二艘撰海二入港追々京著之賦ニ御座候間、当時柄之事ニ付此段不差置御届申上候¹⁷⁾と幕長戦争開戦にあたり、実に天下争乱となつたため御所警衛として一隊を軍艦二艘で派遣した旨届け出た。この情報は、瞬く間に廷臣間に喧伝された。例えば、『嵯峨実愛日記』(同日条)には「長州征討既討入開兵端二付、禁闕御守衛薩州人数一隊上著之旨届申之由、相役(議奏)より申来¹⁸⁾と藩兵上京の記載があり、『朝彦親王日記』(同日条)には「関白分以封中申来ル、薩藩以書取禁中為警衛蒸気船二船二而一隊ノ人数差出旨ニ武伝へ差出候¹⁹⁾と、軍艦二艘で上京したと記す。なお、実際の兵数は喜人多門・島津主馬他、総勢四四〇人²⁰⁾の二団であったが、最高で一万六千人と喧伝されるなど夥しい藩兵が上京したと捉えられた。

七月二十日、追い打ちをかけるように、薩摩藩は朝廷に久光・茂久連名の上書(七月九日付)²¹⁾を提出した。これによる

と、「方今内外大小之憂患四方百出仕、実に皇国危急存亡此時二可有御座候」と切り出し、その原因は「於幕府冠履倒置之義不少、就中十年來外夷御所置振より以往、天下人心痛怨離叛之姿二相成」と、幕府による冠履倒置な処置振り、特に外交における迷走は、天下の人心から怨嗟を受け離反を招いたことによると断罪する。そして、「勤王之諸藩、国力を不顧東西奔走仕候次第、偏に皇運挽回之至誠を以聖朝を輔弼し幕府を扶助し、藩屏之任を竭度と之赤心二候処、幕府駕馭之術を失ひ、偏照私親、採択宜に不適候故、国是一定、衆議合論之場合にいたり兼、悉ク水泡画餅と成行候義、千載之遺憾二御座候」と、勤王諸藩の国運挽回のための朝幕への献身ぶりを讃える。一方で幕府は、「幕私」に走って適切な国政を行わないため、国是も定まらず衆議の場も作れず、甚だ遺憾であると痛烈に幕府を批判する。

更に幕長戦争について、「朝廷寛大之御趣意二反し、御再討御進発と称し、更ニ御出軍」したとし、「仮令奏聞之上とは乍申、条理不相叶訳故、恐ながらも其筋二承服仕間敷」と、例え奏聞の上とは言え条理に適わず、恐れながら承服できないと主張する。そして、「今般之始末、防長之土民憤怒を懐く計二無之、大ニ天下之人心二關係可致訳二而、如何なる大乱二可立至哉も不被計事御座候」と、これによって長州藩の人心が憤怒の念を抱くのみならず、天下の人心に関わ

り、どのような大乱が勃発するとも限らない。また、「仮令可討之道理有之候而も、皇国之興亡二相関り候大難之時に臨ミ、起すへき之急務を置而、却而亡二陥る之道に被為就候義、実以絶言語奉恐入義二御座候」と、例え討伐の道理を申し立てても皇国の存亡に関わる大難の時節である。にも拘わらず、すべき急務を差し置いて、滅亡の道を選択するとは言語道断であると幕府の姿勢を激しく責め立てた。

加えて、「非常格外之朝議を以、寛大之詔を被為下、霏然之恩を被為施、持危扶顛之聖断被為在、視聽を四方二開給ひ、天下之公議正評を尽し、政体変革、武備興張、遠戎賓服、中興之功業を遂せられ、上御祖神之恩二報ひ給ひ、下蒼生塗炭之苦を被為救度御儀と奉仰願候」と、格別の朝議によつて寛大の詔を下され甚大な恩を施し、不安定な状況を回復して国を救う聖断が出されるべきであると強調する。そして、隅々まで天下を見渡され、公議を正當に評価し、政体変革・武備充実して外患を攘い、中興の功業を遂げることを懇請した。

最後に「朝廷寛大之御趣意、兼而奉伺候趣も有之、且小臣等拔群之聖恩を奉荷候得は、皇国御浮沈二も相懸候切迫之機二当り、黙止罷在候二不忍、冒万死血涙涕泣言上仕候」と、朝廷は寛大の趣意であることを承知しており、皇国の浮沈にかかわる切迫した事態に鑑み、黙視できずに建白したと締め

くくる。幕府の失政を挙げた痛烈な批判と共に、征長は条理に反することを論じるとともに、朝廷・孝明天皇に対する思い切った要求・諫言が含まれており、薩摩藩の抗幕姿勢のみならず、現況の朝議に対する不満を初めて激しく吐露した看過できない内容である。

該上書について、七月二十日に大久保一蔵が朝彦親王・二条斉敬に、内田政風が山階宮・近衛忠房・正親町三条実愛に持参した²⁴。これを受け朝廷では「万機之政務を挙て幕府に委任せられし事なれハ、斯る建言書を直ちに御受ありてハ然るへからすとの御詮議ありて、容易く御受ニハ至らさりしか流石に御却下もなされかねけん、姑らく封の儘にて関白殿の許に預り置かるへし」と²⁵と、大政委任を盾に不受理を決めたが、流石に即座の却下は憚られ、暫くは二条関白が開封せず保管することにした。

朝彦親王は二条と連携して諸藩に働きかけをしており、例えば二十二日に肥後藩に対しては、藩士井口呈助・上村彦次郎ら呼び寄せ、「昨日関白令承ル熊藩ノ處如何故震兼候由二付、薩江理解モ六ヶ敷此邊予令可申聞旨二付、此断申聞在京重役共江申聞ヘク申置畢²⁶」とあるように、薩摩藩の動向を説明して自分たちに利する発奮を促した。また、同日に土佐藩士荒尾騰作・山田吉次ら呼び寄せ、「昨夜会桑熊土米ノ五藩申談、過日関白御説得通イツ迄相談旨、且此上右建白

先日ノ御説得通ニ御下ケノ方ト申談候旨申出ル」と、前日二十一日夜に会津・桑名・肥後・土佐・久留米の五藩士が会合を持ち、二条関白の意向通りに返却に同意する旨を朝彦親王は聞いており、働きかけが十分に功を奏していることが窺える。

薩摩藩に賛同して、朝廷による上書嘉納の周旋に動いたのは議奏の正親町三条実愛であった。実愛は二十日に内田と面談した際、「今度朝廷江建議申上度ニ付案内見之儀願申度修理大夫申付由申之案文出之披見之處、皇国治乱之際安危之界尽事理尤至言確論也、於予同心従来所苦心暗合也仍無異議旨答示了、此次時勢切迫実々恐懼案勞之儀申談之」と上書を確認し、内容に賛同して嘉納に尽力する旨を約束した。そこで実愛は、「長防再征の事は素々幕府の失体なり、今度薩州より其非を挙て建言に及ひしハ其理に適へるを封の儘預り置かるへしとハ如何にもあるましき事なるへし、斯くてハ終に天下の大事にも至るへけれハ徒に黙止すへきにあらす」と朝廷の対応に憤慨し、山階宮晃親王・近衛忠房に対してこの旨連署して言上したいと申し入れたが、両者は同意しなかった。実愛は二十二日に来訪した柳原光愛に対しても、「薩州建白之事、所詮不被行時勢不及力敷申談²⁷」と現状に不満を漏らした。

七月二十八日、実愛は状況の打開を目指して二条関白を訪

ね、「従前幕府の失体甚しく、今度薩州より建言に及ひし次第ハ皇国今後の安危にも関係すへき大事なれハ、征長之事ハ速に解兵仰出され、国家の重事ハ諸藩の衆議を徴さる、事になりて然るへし、恐ながら議奏の任を辱くし居る事故區々の微衷申上るなり」と、薩摩藩の建言に沿つた解兵を主張をし、また諸侯會議を提唱した。二条が同意したかつたため、実愛は天下動乱にあたり、二条が了解しないのは会津藩や桑名藩以外からは事情を聞いていないためであるとして、幕長戦争の戦況を詳述し、「今日の勢中々以て征長等を成し遂くへきにあらず」と迫つたため、二条はとうとう折れ、翌二十九日に後述する朝議の開催を約束した。

この間の薩摩藩の動向について、七月二十二日に内田政風は幕長戦争における長州藩の正当性を訴えて、幕府を痛烈に非難する長州藩士民の陳情表に、「長防士民ヨリ弊藩へ依頼之趣有之、至情無余義、乍併今日ノ形行ニテハ、取伝へ候儀モ不都合ノ姿ニ御座候へトモ、御互ニ武門ノ通情傍觀ニ絶兼、無拠別紙相添及通達候間、御推量御承知可被下候」との別紙を添えて、武家伝奏に上書すると同時に三藩に回達した。受領した諸藩は度々集会を開いて対応を協議し、当初薩摩藩に賛同する意向を示したものの、越前藩が保留したことから、また鳥取藩が薩摩藩の様子を探索した結果、「全く長州分頼来候事故、無余儀及廻達候義」との結論を得て開陳に及

んだため、「列藩一同申談返答不致方ニ相決、若薩藩分催促等有之候ハ、其節者返答可致又々集会いたす相談可致」として、薩摩藩に回答せずの同意に達した。

この件に対し、会津藩要路は「長防士民共薩州へ歎願致候由ニ而、右之書面（陳情表）へ添書致加州因備を始京都詰三十六藩之留守居へ廻文相廻し候儀、専ら公邊を輕蔑致候挙動ニ而不屈至極之儀ニ有之」と、薩摩藩の行為を幕府蔑視の行動と強く非難した。先の薩摩藩兵の大挙上京も相俟つて、こうした情勢は会津藩を大いに刺激し、七月二十三日夜に薩摩・会津両藩兵が戦闘状態になったとの流言があつて洛中が騒然となる事態に至つた。

品川弥二郎書簡（木戸孝允宛、七月二十八日）によると、薩摩藩兵の入京による会津藩の狼狽ぶりを以下のように伝えた。

過る十六日薩船二艘着坂、十九日廿日追々人数入京に相成候処、会公大きに驚き此節は薩より御動坐を謀るなと、申触し、過る二十四日夜などは甲冑着用已に押出す勢ひのよし、何に驚き候やと当邸にては只笑居候。会は今以夜中是不寝番にて、頻りに親藩など説得致し候よし、全く長州人薩人にまさき入候疑念より起る事と被察候

これによると、七月十六日に薩摩藩船が大坂に二艘到着

し、十九・二十日に上京したところ、松平容保は非常に驚いて薩摩藩が孝明天皇の動座を画策していると触れ回り、二十四日夜には武装した会津藩兵が繰り出すとの情報を得たが、大久保邸では何に驚いたのかと笑わざるを得ない。会津藩は今でも寝ずの番をして、頻りに親藩を味方にしようと言説得をしており、長州藩士が薩摩藩士に紛れて入京していると疑念を持つているのだらうと伝え、会津藩の慌て振りを哄笑している状況を報告した。

こうした会津藩の行動に京都市民は大いに動揺を来たため、危機感を抱いた内田政風は七月二十七日に藩邸がある今出川周辺の町役に対し、会津藩との抗争は虚説であり、薩摩藩の出兵は朝廷に届け出ている正当なものであると論じ、市民が市中の鎮静に協力することを求めた。また、内田は会津藩士外島機兵衛らに書簡を發し、「当世態混雜ノ次第成行、御互ニ不堪痛心候⁵³」であるが、二十三日夜に「寺町今出川辺江相懸り、頻りニ相騒キ、何者共不相分甲冑ヲ帶シ、或ハ手鎗ヲ提ケ致徘徊候由、未明市中賤商兒童輩ニ至候テハ、殊更狼狽シ有様ニテ、于今人心義定兼候様子」と暗に会津藩兵の騷擾を批判し、市民が殊の外狼狽する有様であり、人心が動揺していると告げた。

そして、出兵は禁裏守衛のためであつて届出もしているが、万が一朝廷にもこの混乱の情報が届き、「御動揺被為在

候様ノ義御出来候テハ、其任ニモ相背、不奉堪恐縮痛希セシメ候」と、朝廷が動揺を来せば禁裏守衛の任に背くことになり、心痛が極まりないと訴える。よつて、町役を呼び出して「篤卜諭解致シ置候得共、尚安心モ致シ兼候哉ト相聞申候」と篤く諭したものの、なおも安心できないとのことであつたので、「右寺町今出川尊藩御下宿羅列ノ辺、尤甚敷由承り、当今鎮撫筋ハ御職中ノ御事欤ト奉存候間、何卒御威光ヲ以、安堵致シ候様御説解相聞候得ハ、御為筋ハ勿論、弊藩ニライテ大幸不過之候」と、市中鎮撫は会津藩の職掌なので、御威光によつて安堵するように申し付けてくれれば、会津藩のみならず薩摩藩にとつても大幸に過ぎることであると依頼した。これに対し、即日⁵⁴に会津藩公用方の諏訪常吉が海江田信義を訪ねて来て、「汗願之致りと平誤之由、一笑ニ絶たる事ニ御座候」と会津藩から謝罪があつたが、笑い死にしそうであるといふと、また在京の薩摩藩要路は「会之混雜うるたえ実ニ笑止之次第」と、会津藩を見下す態度を示した。

しかし、会津藩側の薩摩藩への警戒心は尋常でなく、在京要路は国許に対し「当節薩州ニ而跋扈致候ニハ御家ヲ憚り邪摩ニ存拂除度可有之哉とも被察候、右之都合故自然きしり合候意味有之途中ニ而、行逢候而も互ニ白眼合候振合ニ有之、聊之事今大事を發聞敷儀も難計形勢ニ付一統へも心得方厚申聞候」と、薩摩藩が京都で跋扈して会津藩を邪魔者にして排

除しようとしている。よって自然と軋轢が生じており、両藩士がすれ違つても白眼視する有様で些細なことで大事にならないとも限らず、在京藩士に一層注意するよう申し渡ししていると伝える。このように、薩摩藩の動向に過剰に反応する会津藩の状況が確認でき、中央政局の大きな火種として問題となり続けた。

なお七月二十七日、大坂留守居木場伝内は以下の通り、改めて征長出兵の命に服し難いことを幕府に建白²⁸し、至理至当の措置を懇請した。

全体今度申立候趣意、防長御処置振之儀、条理反覆本末顛倒、御征伐之名実不相立候故、既ニ御達之趣モ承知之上、恐入候得共、於大義不得止確定之旨趣ヲ以テ、御断申上候次第ニ御座候（略）是迄之御達振ニテ進退仕候テハ、道理ヲ曲阿從之場ニ相当リ、天下後世ノ恥辱、且巍々然タル聖朝幕府ノ御威徳ニモ相拘リ候儀ト奉恐入候、乍恐天下万人感戴仕、古今ヲ相貫、至公至平之御沙汰社、朝命幕令共可奉申上候ニ付、是非命令之命令タル様被為在度赤心ニ御座候、就テハ御征伐之筋合判然相立、別段名分至当之御達不相成候テハ、吃度御請難仕旨、兼テ主人申付置候ニ付、再申上候

これによると、長州処分は条理に反した本末転倒なもので、征伐の名実も立たないので大義において止むを得ず藩論

としてお断りする。この間の命に従えば道理を曲げて阿ることなつて天下の後世の恥辱となり、しかも徳が高く尊い朝廷・幕府の威徳にも差し障り、恐れ多いことである。恐れながら、天下万民が恩に感じ古今を通じた至理至当の御沙汰こそ朝命幕令共に尊奉すべきものであり、征伐の筋合が判然とする至理至当の命でなければ断然承服できないと主張した。

薩摩藩からの建白書の扱いについて、七月二十九日の孝明天皇が出御された簾前朝議において、二条閔白を始めとする国事掛が参加して議論された。正親町三条実愛は「今日之御評議ハ皇国安危の境なれハ、恐れなから不敬に渉る事もあるへけれど、是ハ御寛宥を願奉るなり」と断りを入れた上で、「幕府失体件々及び征長の非理なる事ともを激論」したため、二条を始め全員が無言となつた。そこで孝明天皇は、「御簾内より征長の事解兵相ならずと仰出されければハ、実愛はいよいよ奮激し、「編言の御旨もあらせらるれとも、尚申上くへき事を申上ずしてハ得止むへきにあらず」と天皇に対して食い下がったため、「一時其御席ハしらけわたりて見えしとそ」と異様な雰囲気を醸し出した。次いで、実愛は近衛忠房に「内府にハ如何の御意見なりや」と話を振ったが、忠房は大いに避易している体で何ら回答しなかった。

この状況を見かねた山階宮晃親王が、「目下諸事幕府へ御委任の事なれば、薩州の建言は御返却ありて然るへし、長防

の事ハ速に將軍の喪を發し御中陰中解兵仰出され、然る上諸侯を召して今後の国事を議せしめられて然るへきか」と、今は幕府に大政委任をしているので、薩摩藩の建言は返却すべきである。幕長戦争については、速やかに家茂の喪を公表して中陰中に解兵を仰せ出された上で、諸侯を召されて今後の国事を議することが適當ではないかと発言した。出席者は至極もつともであると述べ、その後孝明天皇も「今日の議事ハ天下の一大事なれハ、朕に於ても尚勘考すへし、諸臣に於ても深く考ふへし」と、その方向性を追認して退出された。孝明天皇が最も主戦派であり、天皇の意思によつて戦争継続が決定されたことは、今後の展開にも影響を与えており看過できない。なお、薩摩藩の建白書は八月四日の朝議でようやく不採用との結論に至り、翌五日に正式に却下されたものの、薩摩藩は出兵拒否を貫いたため、幕府との対立は一層深まったと言えよう。

3 慶喜の宗家相続と幕長戦争への影響

七月二十日、征夷大將軍徳川家茂が大坂城で急逝したため、幕閣にとつて一橋慶喜の宗家相続・征夷大將軍就任は衆目の一致するところであったが、慶喜は頑なに固辞する姿勢を示した。この状況を最も憂慮したのは老中板倉勝静と松平

春嶽であり、春嶽は家茂進發後の大坂城を預かるため下坂していたが、訃報に接し速やかに帰藩することを決定した。しかし、長州再征の失策によつて天下の諸侯が異議を唱へ、人心が既に徳川家を離れようとする形勢に迫っていることを憂慮し、「今度の大故を機とし幕府深く自反断然旧套を脱却して天下と共に更始せられさらんにハ、愈徳川家の衰運に至るへきハ勿論、天下の四分五裂に至らん事も遠きにあらざるへければ、徳川家の為にも天下の為にも黙止すへきにあらす」と思い止まった。そして、この危機的情勢を慶喜と板倉に勧告し続け、慶喜に宗家相続を承諾させることを優先し、帰藩を留まり二十五日に上京した。

七月二十七日、板倉勝静・松平容保・松平定敬は慶喜の旅宿を訪ねて説得を繰り返し、慶喜の側近である原市之進らからも勧説した結果、慶喜は遂に將軍職は辞退するものの宗家相続を了承した。春嶽も旅宿を訪ねてその様子を伺っていたが、事後に板倉と会談を持ち、「此上ハ多年専有せられたる幕府の威権を去り、天下有名の諸侯を会同し皇国一般に関する大事ハ一々之と議し、然る上其議決を以施行せらるゝ事となり候ハ、天下の人心自ら安着すへきなり」と、諸公会議の開催の必要性を説き、それによつて天下の人心が落ち着くと力説した。

また、「天下の人心安着するに至れハ、徳川家よりハ御威

光を求められずとも、諸侯より御威光を立申すへし、尤斯の如き場合ニ至りても、徳川家にてハ尚謙讓諸侯の列に下らるゝの思召にあらざれば、今日之世態到底折合かたかるへし、夫のみならず徳川家ハ諸有司を改撰せらるゝ事も亦肝要なるへし」と、天下の人心が安定すれば徳川家から御威光を求めなくても、諸侯から申し立てるはずである。しかし、そのようになつても徳川家としては將軍職を辞して諸侯と同列になる思いがなければ、現状の政治情勢では折り合いがつかない。そして、幕閣の人事異動も肝要であると主張し、幕府の現状打破に向けた大政奉還を含めた決意を促した。

これに対し板倉は、「一々御同意千万今日之場合に於てハ仰の如くならざればかなひ難し、就而は薩州の義如何致し然るへきや、尊公御周旋ハ下さるまじきか」と、春嶽の意向を肯定しつつも、抗慕的な薩摩藩と幕府間の周旋を求めた。春嶽は「其周旋ハ御断りなり、尤薩州を安んせらるゝ事ハ條理にさへ御就きなされ候へハ至て易き事と存するなり」と峻拒するものの、條理さえあれば薩摩藩を容易に制御できると述べた。その條理とは、「此際橋公真に御自反ありて幕威を去り、國家の大事ハ一々有名の諸侯ニ議する事とせられ、然る上勝安房をして薩ニ説かしめられなハ薩ハ必悦服して我用をなすへきなり」と、慶喜が心から反正して幕権を捨て、諸侯會議によつて国事を決定することとし、それを前提に勝義邦をし

て薩摩藩に説明させれば、必ず薩摩藩は承服して幕府に協力することになると主張した。

また板倉は、「長州の事は勝も此辺にてハ局を結ひかたしと云へり、到底一当あてたる後寛大の御處置になりて然るへき歟」と、勝はこのあたりで和議をすべきとするが、一撃を加えての寛典処分とすべきではないかと春嶽の意見を求めた。それに対し、春嶽も「一当の後と存するなり」と同意するが、「しかし是も諸侯に議せられし上なるへし」と、あくまでも諸侯會議を先に行ふことを主張する。そして、「尤薩我用をなす事となりなは、大旆を進めらるゝにも及ハす、勝に軍事を指揮せしめられても局を結ふへきなり」と、薩摩藩を取り込めば慶喜の出陣は不要であり、勝の指揮で和議を持ち込めるとの見通しを述べた。しかし、板倉は「万々御同意なれとも、勝ハ橋公殊之外嫌ハるゝ故、今日御意見を橋公へ仰上られても勝の事ハ御叩への方然るへし」と、同意であるものの、慶喜は殊の外勝を嫌っているため、勝の登用は難しいとの認識を示した。

春嶽は引き続き、慶喜に面会し將軍職はどうするかを尋ねたところ、「予ハ受けざる心なり、徳川家の幕府ハ最早滅亡と思へとも、家系ハ継かざるを得ざる故受くるに決し、將軍職ハ国事なれハ受けざるなり」と、徳川幕府は最早滅亡に瀕しているが、家系としては継承しなければならないので家督

は受けるが、將軍職は国事なので受けまいとする。そして、「滅亡に定まりたる徳川なれハ、此方より撰ふべきにあらず、諸侯を集めて議せしめ衆議之帰する所なるへし」と衆議によつて次期將軍を決めるべきとし、もし衆議が慶喜を推す場合は、「其時は辞せざるへし」と將軍就任もやぶさかでないと言明した。

春嶽は続けて、「方今天下四分五裂の勢を醸成せしか御承知之如く、治乱ハ有志の者より起り事候故、今日御代替りに当り先有志者の心を御総攬なさるか第一の肝要なり、薩の如き速に御引入なくてハ長州の上に又一大長州を生すへし」と、天下の大混乱は有志諸侯から始まるので、慶喜への代替わりにあたり、この有志の心を総攬する必要があると主張する。まずは薩摩藩を速やかに取り込まなければ、長州藩の上にもまた大長州藩を生じさせようと言明すると、慶喜は「万々御同意なり」と春嶽の諫言を受け入れた体を示した。なお、幕長戦争について、慶喜は「何分一当て大討込をする心得なり」と、一撃和議を主張したため、春嶽は諸侯会議で同意を得てから実行すべきことを申し入れ、慶喜の同意を得た。しかし、春嶽は慶喜の内心は「継統新政の初なれハ功を立てんとのご希望もあり」と、その魂胆を見抜いていた。

しかし、春嶽のこの間の提案は一顧だにされなかった。慶喜は家茂の喪を秘して自ら名代として幕長戦争に参戦するこ

とを決め、朝廷に奏上したところ、七月二十九日に承諾の沙汰書が交付された。更に、晦日に家茂の名で禁裏守衛総督・摂海防禦指揮の慶喜を名代として、征長に専従させるために両職を辞めることが奏請され、慶喜もまた本件と賜暇を奏請した（八月七日勅許）。八月四日、慶喜は参内して朝議に参加して長州再征を協議し、山階宮晃親王・正親町三条実愛の慶喜の出陣不可と早期解兵の主張に屈せず、かつ孝明天皇も解兵を不可とし慶喜出陣を聴許した。よつて、老中板倉勝静、若年寄大河内正質・本多忠紀らに随従を、尾張・水戸・加賀・薩摩藩等の十余藩の重臣に出兵を命じた。

ところで、松平容保は慶喜に対して、自ら藩兵を率いて石見口に向い、また慶喜は安芸口に進発して一挙に長州藩と勝敗を決することを力説したが、慶喜は鞏下の治安を慮つて容保の出陣を承諾しなかった。本件に関連し、七月二十七日に春嶽が板倉勝静に差し出した日下部太郎（八木八十八）書簡は看過できない。長くなるが、その内容を確認したい。該書簡によると、長崎において五代友厚から聞いた話として、文久三年（一八六三）十二月に横浜鎖港談判のため、欧州に正使として派遣された外国奉行池田長発から日本の政治状況を説明されたシャルル・ド・モンブランは、「今日日本之威をして海外に震輝せしめんと志候時にハ、先第一に大名之権力を削り幕府之一政に帰し不申候而是難被行候」と、日本の武威

を海外に轟き渡らせるためには、まず第一に大名の権力を削って幕府による政令一途を実現しなければ難しいと明言する。従って、「佛国に依頼し速に海陸之軍勢を起し、日本を佛国に依頼し佛国を以格外之保護と致し、佛人之兵勢を借て諸侯之兵権を削り弱め候ニ非ずしてハ、日本威武更張ハ難行との趣を以て説得致候由」と、フランスに依頼して速やかに陸海軍を興し、フランスから格別の保護を受け、軍隊を借りて諸侯の軍事力を排除し弱めなければ、日本の武威更張は実現できないとモンブランは提案し池田を説得した。

池田は「人才にて器局凡庸之人物ニ無之候、コントデモンフラン所説之件々尽く是を採用し徳川之衰運を挽回致し候事を企たり」と、稀有な人材で非凡な才能を有する池田はモンブランの言説を全て採用し、徳川家の衰運の挽回を企てた。しかし、池田は帰国後直ぐに「厳謹有之蟄居幽閉之身と相成其事義当坐不被行候、素分筑州御厳責ハ天朝へ被為対一時難被為得止事筋にて此くの如く被仰付候事なり」と、厳罰を被り蟄居幽閉を沙汰されモンブランとの約束は実現しなかった。五代はその事由を、鎮港談判を目的に渡欧した池田が成果もなく早期帰国したことに關する幕府の朝廷への示威行動と説明した。

その後、慶応元年閏五月に外国奉行柴田剛中が渡仏したが、その目的は「第一佛国と大君との間、水魚之親睦を取結

ひ、第二にハアルセナル武器製造局を金沢（神奈川）へ起し、佛国の力を借て徳川氏の衰運を挽回せんとす」と、フランスと將軍家が親睦を深めてアルセナル（武器製造所・造船所）を神奈川に設置するなど、將軍家の衰運をフランスの援助によって挽回する。そして、「佛国陸軍士官を金沢へ雇ひ、英蘭之式を佛式に變し改る筈、幕府兵力を張大にして而後権力ある諸政の兵務を削り、幕府の大一統領に政務を帰せん事を企て候事なり」と、陸軍士官を雇うなどして幕府の軍事力を大幅に高めて雄藩諸侯の軍事力を奪い、幕府への政令一途を企図していると、五代は幕府の深謀を述べる。

柴田が渡仏した際、池田はモンブランに依頼することを慫慂し一書を託したが、柴田は「為人短才謏劣如此大事之御使に命せらる、人物ニ無之」と、才能が乏しく浅はかであると酷評される人物であった。そして、柴田自身は世界中を周遊してきたが、池田はフランス一国のみと見下して書簡をモンブランに届けたのみで、彼を無視して専らフランス宰相に依頼したため恨みを買った。モンブランは「日本之為め是迄尽力せし信切は惣而度外に抛て不顧、幕吏之輕薄甚し」と憤激を露わにして、遂に幕府を見限って五代ら薩摩藩士に対し、池田の大奮発から始まって柴田の対応に至るまで、その間の経緯や趣意など余すところなく漏洩した。

モンブランは「幕府より兵権を被削候ハ眼前なり、乍居傾

類を相待候よりハ早く薩へ海陸之軍務を起し、天下一統之功を謀候様との勸めなり、日本列藩国力疲弊尤甚し強兵之策も所施無之早く海陸軍を起し科学を講究致候時ハ直に天下之權可得なり」と、幕府によつて薩摩藩が軍事的制圧を受けるのは目前であり、座して滅ぼされるのを待つよりも早急に陸海軍を興して、天下を狙うべきであると勸説する。そして、日本の諸侯は疲弊が甚だしく、富国強兵はできる余地もないので、薩摩藩は至急陸海軍を興して科学技術を導入すれば、天下の覇権を握れるとした。薩摩藩はモンブランを通して幕府の極めて深甚な反薩摩的な志向を掴んでおり、長州征伐後に薩摩征伐が実行されることを確信したに相違なく、抗幕姿勢が激化する一因となっている。この延長線上で慶応三年（一八六七）のバリ万博では日本ブースを巡る幕府対薩摩藩の暗闘が繰り広げられ、モンブランの活躍で薩摩藩が勝利するが、本件については別稿で改めたい。

なお、目下部から「日本向後之措置、如何御国論承度候」と日本の今後の措置について、どのような国論を考えているかを尋ねられた五代は、以下のように回答した。

日本今日之形勢、独乙列国之例を以て西洋諸国と盟約を結び、日本之諸大名を京師ニ會合し政事之得失を議定し、天子に奏聞して六拾余州に施行すへしと云、共和政府を以て国の基本を立、天子に奏聞許可施行致し候は英

国之政体に倣ひ候との趣意なり、先上下両院に区分し上院は公卿及列侯下院ハ諸侯之臣集議是非を決し候

これによると、プロイセンのように西洋諸国と同盟を結び、諸大名を上京させて会議を開き、政治の得失を議定して天皇に奏聞し、日本全国で施行すべきである。また、協和政府を基本として、天皇に奏聞する形式はイギリス政体に倣うものである。その上で、上下両院を置いて上院は公卿・列侯、下院は藩士が衆議して是非を決するようにしたいと五代は政体構想を示した。こうした構想は薩摩スチューデント・寺島宗則にも共通したものであるが、五代は長崎において他藩語学留学生に対してまで本構想を開陳していることは看過できない。しかも、春嶽が本書簡を板倉に渡している事實は、幕薩対立を煽るような内容にも拘らず、幕府に薩摩藩の動向を注進していることになり、家門としての春嶽の立ち位置を確認できよう。

板倉は目下部書簡の感想を春嶽に求められ、「一見致せしか驚入たり、就而は橋公進發之上京都に於て薩若擾乱を起しなは是一大事なり、長の方ハ我より進む事故覚悟の前なれとも、京都若擾れなハ大困難なり」と、慶喜が進發して不在の京都で薩摩藩が騒乱を起せば一大事である。長州征伐はこちらから進軍するので覚悟の上であるが、京都でもし騒乱が起れば大困難であると嘆息し、春嶽に薩摩藩の内情探索を

依頼した。先述の慶喜の発言とも符合しており、藩兵の大挙上京を実行した薩摩藩の不穏な動静によって、既に慶喜は上方での薩摩藩の兵力を脅威と看取していたが、板倉も同様に事態を把握し、その対応に苦慮することになる。薩摩藩の動向によって、幕府軍は上方にも兵力を配置せざるを得なくなっており、幕長戦争の敗因の一因と捉えるべきである。なお、こうした上方での兵力増強は薩摩藩の抗幕的な政略の延長線上にあり、「小松・木戸覚書」（いわゆる薩長同盟）の履行のためとはいえないと考へる。

なお、板倉の依頼に対し春嶽は拒絶して、「若仮に探索し得るものとして、薩に擾乱を起すへき内状あらは如何せらる、や、畢竟夫等の事を御心配あるならば、公然御謀りありて充分薩の見込を聞取られし上其見込宜しけれハ採用し、宜しからされは彼をして我に従はしむへきなり、本を務めずして末を逐はる、事ハ拙者の願ふ所にあらず」と、幕府が公然と薩摩藩から意見聴取して対応すべきであると回答した。春嶽はあくまでも慶喜進発も含めて諸侯会議で衆議を尽くすことを主張しており、薩摩藩もそこに含めることを前提としているが、疑うのであればまずは薩摩藩と膝を突き合わせて談判すべきと進言した。しかし、慶喜を始めとする幕府首脳には薩摩藩と真摯に議論する雰囲気はとうに失われており、春嶽の孤軍奮闘では成す術がない状況下にあった。

慶喜は八月十二日に進発することを決めていたが、十日に老中小笠原長行の遁走、肥後藩兵の撤収などの悲報が齎されたことから態度を豹変した。翌十一日、慶喜は板倉・松平容保・松平定敬を召して議論に及び、進発延期を主張したため、あくまでも実行を求める容保と論争になった。十四日に至り、慶喜は容保・定敬を再び招き、「各方と俱二天下之御為を尽候処、悉反して却而御不為と相成、実以心外之仕合、然処小倉表之變を聞、迎も此末之所置見留付兼候処より、無拠解兵之儀大樹公依喪願替之方江決定いたし候」と、この間の尽力が心外にも水泡に帰し、家茂の喪の公表と引き換えに解兵することとなったと、この間の経緯を述べる。

続けて、こうなったからには「両侯之処当分通二而ハ決而不都合之訳二立到り可申は案中二付、御沙汰無之内二各職を辞し帰国被相願候方可然哉」と、両者には不都合が生じることは間違いないと、沙汰がある前に辞職して帰藩を願ひ出ているとどうかと慥慥した。容保らは「我々共儀更ニ異儀無之候得共、家来共江混と周旋為致候上之儀二候得は、得と申間何分可申上との事二而御退出」と、即答を避けて退出した。これに対し、内田政風は「実二人面獸心とやいはん、尤苦楽を供二するの器二あらず、虎狼之所為可悪之甚敷人ニ御座候」と、慶喜の対応を痛烈に批判している。その後、容保らは慶喜の意向を受け入れたものの、一会衆勢力の分裂の起点と

なった。⁵¹⁾

なお、「一會桑勢力（政權）」と呼称されている体制について、成立したとされる元治元年以降、例えば天狗党西上時の対応など、政敵が評価するほど慶喜と会津・桑名両藩間に緊密な連携や信頼感の醸成は必ずしも見られず、両藩が職掌上、禁裏御守衛総督である慶喜に相応の追従をしていたに過ぎない。周囲からは一會桑勢力と見えていたかも知れないが、一括りで過大評価することに見直しが必要と考える。

この事態を知った松平春嶽は、「橋公継続ありても幕府ハ今日より無之事故江戸へ御帰城又其儘滞坂滞京都而伺叡慮可被取計候事、徳川家従来之制度を改め諸侯へ命令等被停尾紀両藩之如く可被成事、兵庫開港外國交際諸侯統轄金銀貨幣其余天下之大政一切朝廷へ御返上相成候事」と慶喜に求めた。慶喜が徳川宗家を継承しても、將軍不在のため幕府は存在していないとし、江戸に戻るか滞京し続けるかは叡慮を伺い決定すべきこと、一諸侯になったからには他諸侯への命令は止めること、外交・諸侯統括・貨幣発行など天下の大政を朝廷に返上すること（大政奉還）を要求した。あくまでも、將軍職辞退を支持して諸侯会議による国是決定を繰り返し訴えた。

また八月十三日、板倉勝静は本多修理に対し、長州藩が解兵に応じる方法を尋ねたところ、「勅命を降されなは事容易

なるへし、しかし万一にも長人命を奉せざる事もあらんか事も予め考へざるへからず、就而は薩州をして朝廷の用をなさしめらる、事肝要なるへし」と、長州藩が勅命を拒んだ場合、薩摩藩を起用すべきであると唱える。その方法として、「御旗本の内勝阿波守大久保一翁など速に召出さる、事是又肝要なるへし、勝を使用せられなは薩の嫌疑を解く事易かるべく、薩の嫌疑已に解けなは、長の気焰を挫くは難事にあらざるへし」と、勝義邦・大久保忠寛の至急の登用を提言し、勝起用で薩摩藩の嫌疑が解ければ長州藩の氣勢を挫くことは難しくないと、越前藩の方針を繰り返した。

また翌十四日、慶喜から勝起用の理由を尋ねられた春嶽は、宗家相続の初めにあたっては諸侯の心を掴むことが最大の要務とし、「長人の是迄幕府に抵抗せしハ畢竟心に恃む所ありて然るなるへし、扱其恃む所とハ薩の陰に兵員及び軍艦を貸し英も同じく陰に援けんとする杯即ち是なり」と、長州藩が幕府に対抗できているのは薩摩藩に兵や軍艦を頼ることができており、イギリスも同様であるためとする。ついでに、最初にすべきことは「薩の心を攬られ其国議を一髪せしめられなは、隨而英も其心を改むへし、薩其国議を一変し英其心を改むに至れハ長の孤立するハ知者待たずして知らる、なり」と、薩摩藩の心を掴んで藩論を反転できればイギリスも方針を変更するはずであり、そうなれば長州藩は孤立する

と説く。そのためには、「幕府中薩の為に信を得たる者安房に如くはなし、故に貴卿の御心衷を安房に御打明しありて薩を説得せしめ薩其説得に服すれば長ハ伐すして服すへし」と、薩摩藩に信用されている勝を起用し、薩摩藩を説得させれば長州は征伐しなくても服するとまで述べている。

孝明天皇は八月十四日の慶喜の内願を拒否し、解兵に反対して速に追討の功を奏することを命じていたが、慶喜は十六日に参内して解兵勅命を求めた。二条閑白は「朝廷を欺キ、且乍不肖も閑白以下之職掌を愚陋し、朝憲を不憚甚以不得其意」と激怒したが、度重なる慶喜の懇請に押されて朝廷・孝明天皇は渋々受け入れざるを得ず、十九日に勅許し併せて一橋家主慶喜の宗家相続に伴い、前將軍徳川家茂と同じく依頼して天下の政柄を執ることを命じた。これを踏まえ、二十日に幕府から家茂の喪が公表され、併せて慶喜の宗家相続が公布となり、二十一日に家茂の薨去に伴い幕長戦争の休戦の勅命が下された。

慶喜の変心は、支持し続けた孝明天皇・朝彦親王・二条斉敬にも大きなダメージを与える結果となった。その求心力の衰えに乗じて岩倉具視の策動により、八月晦日に参議中御門経之・前左衛門督大原重徳ら二十二名は列参に及び、時事危殆の状勢を説明し、速に諸侯を朝廷から召集して国是を諮り、有栖川宮熾仁親王・前閑白鷹司輔熙らの幽閉を解き、朝

政を改革すべきことを奏聞した(廷臣二十二卿列参事件)。なお、朝彦親王は「今日大變実ニ山階正三薩等申談及此義、誠ニ天下ノ危急此時ト存候」「中御門大原等其実ハ山階正三等薩ニ被頼右之通之所行可惡々々」と日記に記しているが、薩摩藩の直接の関与は管見の限りでは確認できない。

しかし、八月中に内田政風を中心に薩摩藩士が正親町三条実愛を訪問しており、列参前日の二十九日には、内田は首謀者である中御門経之・大原重徳と正親町三条実愛邸で時勢について面談しており、しかも、諸侯召命は朝命によることを要求している事実から、薩摩藩が何らかの関与をしていることに疑問の余地はない。また、「穂波」経度卿(西四辻)公業(四條)隆平(澤)宣種ナドキコミニ身ヲ固メ参内、予(朝彦親王)全ク可カイス様子扱々虎ロヲノガン候事也」と、数名の列参者が朝彦親王を襲撃する計画があったとしており、緊迫した雰囲気が見える。なお、これ以降、朝彦親王が参内を控える大きな誘因として、身の危険を察知したことが引き金になったと考えるが、薩摩藩にとっても最大の政敵である朝彦親王の排除は朝廷改革では必須の事象であった。

この廷臣二十二卿列参事件は孝明天皇の怒りを買ひ、十月二十七日に至り、土御門経之・大原重徳ら二十一名(長谷信成のみ十二月三日差控)の不敬を罰して閉門または差控に処し、連携した罪で正親町三条実愛に謹慎・閉門を、山階宮に

国事掛を解任し蟄居を命じた。親薩摩藩の廷臣の多くが処分対象となっており、列参自体の目的は果たせなかつたものの、二条閔白と朝彦親王の権威失墜は誰の目からも明らかになった。

4 諸侯召命・除服参内問題と薩摩藩

慶応二年八月二十日、徳川慶喜は宗家を相続したものの、將軍職は辞退し続けたため、十二月五日までの約四ヶ月半の間、征夷大將軍が空位となった。この機を捉え、大久保一藏・内田政風を中心とした薩摩藩の在京要路は一気に廢幕を志向して周旋活動に乗り出した。具体的には、朝廷の召命によつて諸侯を上洛させ、一諸侯となつた慶喜を含めて諸侯会議を開催することにより、廢幕に持ち込んで王政復古を実現することにあつた。八月十九日に勅許となつた諸侯召命については、慶喜は大政委任された国家権力として幕府主導に依る召命にこだわつた。それに対し、大久保らは何としても朝命にすべく、慶喜股肱の臣である原市之進との暗闘を繰り広げた。

八月十七日、松平春嶽は慶喜に対し、諸侯召命について尋ねたところ、朝命に決定したが二条閔白が「大名が多く京師に集れハ如何なる難事の起るへきやも測り難けれハ、姫路又

ハ大坂邊にて集會せしめ京師へハ入れざる様ありたし」と不測の事態を恐れ、諸侯入京を忌避され困惑していると回答した。また、召命対象について、「天下の諸侯残らずなりや有志の諸侯のみなりや」と確認したところ、慶喜は「未だ決定せされと薩始へ梅沢孫太郎に拙者の内書翰を持たせ遣し出京を依頼する積なり」と明言し、同日に梅沢孫太郎を鳥津久光・茂久父子、山内谷堂、鍋島閑叟、長岡良之助（肥後藩主弟）等に派遣して上京を促した。なお、久光は九月七日に梅沢と対面し、「段々仰下さるゝ旨畏れり、いつれにも上京仕るへし、去ながら国議の趣もあれハ弥上京に決せし上ハ、発途前家来を差出すへし」と、表面的には慶喜からの召命を受け入れ、また、小松帯刀の同行を求められたことにも同意している。

しかし、同十七日に原市之進が春嶽を訪れ、「今般諸藩被為召候義以朝命被為召候ニハ無之、朝廷御聞濟之廉を以て從幕府被為召候事之由⁶⁴」と、諸侯召命は朝命ではなく幕命になつたことを伝えた。春嶽は「朝命を幕府御取次ニ而御達ニ不相成候而は、御筋合不宜諸侯之御請も如何と奉存候」と、諸侯の受けが悪いとしてあくまでも朝命であることこだわりの、また、梅沢派遣も朝命後にすべきであると説いた。一方で、朝廷としては朝命であることに難色を示していた。十九日、所労の春嶽に代わつて訪問した伊藤友四郎に対し、朝彦

親王は「朝命を以て召集する事ハ妥当ならざるへし、如何となれハ朝廷に於て諸藩を召集する迄の事ならば指支なければと、一橋事將軍職辞退にて目下幕府ハなき事故、愈諸藩集会の上ハ朝廷に於て衆議の当否を判定せざるへからず、然るに朝廷ハ不馴れにて到底判定ハ出来ざるへし」と、朝廷が単に諸侯を召集するだけであれば差支えない。しかし、慶喜が將軍職を辞退し幕府が存在していないため、朝廷が諸侯会議の当否を判定することになり、朝廷は不慣れでそのようなことはできない。よって、十六日に慶喜が参内した際、「諸藩を呼出し集議を逐くるも、朝廷にハ煩勞あらざる様にと申入れ中納言も御請に及びし」と、慶喜に善処を促したと述べている。

この情勢を挽回するため、薩摩藩は松平春嶽の周旋に期待し、二十日に高崎正風は越前藩邸で伊藤友四郎に対し、「橋公御反正之秋与申、只今大蔵大輔様江斗り御尽力御世二而、跡諸名侯在国侯而者不相濟、何分御集議天下之国是を相定開鎖迄も判然無之候而者、再期ハ最早有之間敷候間、橋公御反正ハ勿論、少々御不都合二而も御集議相成さへなれハ、い可やうとも可相成、乍恐徳川御家ハ兎も角も皇国衰運挽回之期ハ、此時と奉存候間、何分御名様（春嶽）にも御尽力奉希度」と、慶喜の反正を踏まえて諸侯会議を開いて兵庫開港問題など国是を定めるべきである。もしこの時を失えば再度の

機会はあり得ないので、慶喜の反正に多少不都合があっても、諸侯会議さえ実現すれば如何様にもなる事で、恐れながら徳川家はともかくとして、皇国の衰運を挽回するのは今の機会しかなく、春嶽の尽力に期待すると述べる。

続けて、「梅澤孫太郎御直書持参二て出懸候而も、迎も兼て正名義ニ確定之薩國中二君臣ともニ動転仕間敷奉存候間、何卒以朝命御召ニさへ相成候へハ、速に御出馬可被成承候へハ、朝命を以召候義殿下ニ於て甚御異議有之候而御決断不相成候。最早大隅守様御始、御出被成候御積ニ可有之候得共、朝命無之候へハ、名義相立兼可申候間、六ヶ敷、此邊何ぞ御心配被下候義ハ相成間敷哉何旁罷出候」と、梅沢が慶喜の直書を持参しても薩摩藩は君臣ともに名義を正しくすることに決めているので、慶喜からの召命には応じないであろう。しかし、朝命であれば迅速に上京が可能であるが、二条閔白には異議があつて決断に至っていない。既に久光は上京の積りであるが、朝命でなければ名義が立たないとして、春嶽の周旋に期待する旨を重ねて訴えた。

春嶽はこれに応え、二条閔白邸を訪れ談判に及んだ。二条は先日慶喜が「何分諸藩ハ私分集メ候積」と述べたため、「夫てハ出まい、朝命でなければいくまいと申候處、中納言答ニハ、諸藩と申ても多数之義、人選之上呼候積。尚又、其邊勘考可申上」と、それでは諸侯の上京は無理なので朝命で

なければ実現しないと釘を刺したところ、慶喜は諸侯から人選する積りであり、これ以降も検討すると言いつ残して下坂してしまつたと経緯を語つた。春嶽は「中納言さへ承知致候へハ、諸藩以朝命被召候義ハ、異議なく御決断候哉」と二条に迫つたところ同意して、慶喜にその旨書簡を發した。これに對し、二十三日、原市之進が二条側近に對して「諸藩召之儀断然朝廷より御沙汰ニ而者後々ハ悉皆御不都合ニ付、此程被仰上候御趣意ニ基キ右之御挨拶可てらの御沙汰被仰出候方ニも可有之哉」と慶喜の懸念を伝えた。

二十六日、二条閔白は原を召して相談し、「此程徳川中納言ヨリ言上之趣被問召候ニ付テハ、神速諸藩京師へ呼集一致之力ヲ以早々鎮定朝威凜然ト相立奉安叙慮候様可執計被仰出候事」との成案を得た。確かに、朝命による召命となつたものの、慶喜主導によるものと認識される文面になつていた。二十八日の朝議において、山階宮親王・正親町三条実愛らから反対意見が出たため再評議となつたものの、原は冒頭の部分を削りたいとの二条の意向に對し、もしも割愛した場合、「幕威ハ弥地ニ墜ち、今後幕府を援くる諸侯ハなきに至るへしと申立」、二条の説得に應じず「何分にも此文字御挿入を願ひ奉る旨、強而申立」たため、九月七日に至り、原案通りに諸侯召命の朝命が發せられ、薩摩藩の努力は土壇場での原の周旋によつて齟齬を来した。取敢えず翌八日、岩下方

平が久光に對する召命を齎すため鹿児島に出發した。

この事態を踏まえ、大久保は鹿児島島の西郷吉之助に書簡を發し、「幸いにして將軍職ご辞退固く申し上げ候て、此の儀は諸藩来会迄は相動き申す間敷候に付き、誠に失すべからざる機会」と、慶喜の將軍辞退は諸侯会同までは継続するたため、この機会は絶対に逃してはならないと強調する。そして、「共和の大策を施し、征夷府の権を破り、皇威興張の大綱相立て候様、御尽力伏して冀い奉り候。成否に拘わらず竭すべきは、此の時と愚考仕り候。何分宜敷御周旋の程、伏して御頼み申し上げ候」と、廢幕に持ち込み王政復古による諸侯會議の実現による皇威の拡張を図るべきであるとする。そして、その成否に拘わらず尽力すべき時であり、それに向けた藩内の周旋を依頼した。

一方で、大久保は「即今御出馬在らせられ、万々御成功の見据えは更に相付き兼ね、殊に橋詰諺百端の心術、至平を以て賢侯の公論を容れ候儀も覺束なく、内実は今般諸藩御召しの事も、断然朝命の処は色々御拒み申し上げ候次第にて、其の底意も推計せられ、大蔵大輔様にも、内実は御憤懣の御様子に聞かれ申し候」と、今直ぐに久光が上京しても成功の可能性はまずあり得ないと分析する。それは慶喜が人を欺くことに長けており、至理至當を以て諸侯の公論を受け入れることは覺束ず、今回の召命も朝命を拒み続けた結果であり、春

嶽も内心は憤懣やるかたない様子であると告げる。

そして、「実に此の間の御尽力は容易ならざる御場合に御座候得ば、十分御決断在らせられ候上ならでは、中々其の詮御座ある間敷と存じ奉り候」と、久光の上京は時期尚早であると意見する。特に今回の「御召しの御沙汰書」は、「徳川中納言より言上候様云々の趣は、原市之進を以て余程周旋致させ候由、是を以て幕威を張り候心底、顕然たる次第に御座候」と原の周旋によるもので、幕威を示すためのものであると言明する。そして、「幾重にも右辺の次第にて、六ヶ敷形勢御座候故、大決策にあらざれば尋常の事にては御動座なきに如かざる事と存じ奉り候」と、余程の決心がない限りは久光上京は自重することを重ねて懇請した。

慶喜からの召命に応じて九月七日に上坂した長岡良之助は、九月十日に慶喜に謁見して兵庫開港・長州藩再征・その他の時務に関する藩議を披陳し、翌十一日に春嶽を訪ねてその仔細を語った。その中で、「黄門公御反正の上ハ薩を始従来の御疑念ハ断然脱却在らせられ度、表向の事のみ御反正ありても是迄の如く有名の諸侯を御疑ひありてハ天下の治安覚束なく終にハ外国の術中にも陥らる、事となるへし」と、慶喜が反正の上で薩摩藩を始めとして従来の疑念は脱却すべきある。そして、表面的な反正だけでこれまでのように有志諸侯を疑い続ければ天下の治安は覚束ず、最後には外国の術中

に陥ってしまうと諫言した。それに対し、慶喜は「一々御尤至極なり、決して薩始を以前の如く疑ふ事なく万事打明て相談する積りなり」と回答した。

これ以降、大久保らが在京要路は山階宮晃親王・近衛忠房と連携し、諸侯会議が開催されるまで慶喜の策動を封じること

に注力した。九月四日、廷臣二十二卿列参事件を受けて朝彦親王と二条閑白が辞表を提出して出仕を止め、また慶喜が服喪中であつたことから、二条らの出仕と諸侯の上京まで国事については大小の区別なく決定を猶予し、慶喜の將軍就任にも繋がりがかねない除服出仕にも反対した。大久保は「去ル十日比より、原市之進より除服出仕、且前將軍同様の御取扱之義御沙汰相成度、殿下へハ勿論、処々奔走等いたし候件も有之、実ニ可惡之次第御座候」と、九月十日頃から原が閑白を始め各方面に家茂同様に除服出仕が可能になるように奔走しており、結果として、慶喜が將軍に就くことへの道筋が引かれることに警戒感を強めていた。

九月十六日、春嶽は青山小三郎を大久保の許に派遣して、薩摩藩の動向を確認させた。大久保が語るには、前日に原の周旋状況を確認するため近衛忠房を訪ねたところ、慶喜から十六日除服・十七ないし十八日参内、將軍家同様の取扱の願いが出たため、朝議を開催する旨、二条閑白から回達があつた。しかし、忠房も山階宮晃親王も不同意であり、それは忠

房や宮が面会を求めても二条は辞職願を出していると拒否しながら、原には拝謁を許していることは不都合であり、かつ辞職願中にも拘らず朝議のことを回達することも不都合であると説明した。

また、慶喜からの願いがもし聞き届けられれば、「諸侯の来会も其詮のなかるべく、此一事ハ特に治乱興廢にも関すへき重事なり」との意見で一致したため、山階宮晃親王・右大臣徳大寺公純・内大臣近衛忠房・左近衛権大将一条実良・権大納言九条道孝が相談の上、慶喜の願いは取り上げないことを申し出ると決定した。しかし、それでも「御聞揚あらは御一同に国事掛り御免を願ハるへしとの御決心にて、御連名の御書附も出来明日御参内直ニ奏聞あるへし」と、国事御用掛の職を賭してまで慶喜の願いを拒否することを求めた建白書もでき、明日参内して直に奏聞すると言明した。大久保は「殿下尹宮とも御参内なく御壅塞の懸念もあらされハ、多分御聞揚なき方に決せらるへしと承ハリ、昨日ハ聊安心して引取れり」と、二条閔白・朝彦親王がともに参内せず、遮られる心配もなく聴許されると聞き及んで安心したと述べている。なお、大久保は「中納言様御願の如く將軍同様云々の事御採用の方なれハ、大隅守出京しても其詮如何あるへきか」と、慶喜の願い通りになった場合、久光の上京は無駄になるため、岩下方平が乗船して鹿児島に向かった蒸気船以外に兵

庫にもう一艘待機させているので、朝廷の現状を鹿児島に急報すると述べた。

九月十六日、山階宮晃親王らは二条閔白の再出仕および諸侯上京まで大小の国事に関する全ての朝議中止を求め、「方今不容易世態ニ付不顧恐言上候、閔白ニモ辞職出仕モ無之且諸藩ニも被召寄候御沙汰も有之、旁閔白出仕且諸藩上京迄之處大小共国事関係之儀ハ暫被差置、尚諸藩上京之上厚被尽衆議天下之公論ヲ以被聞食度奉願候事」と建白した。大久保は「内府公山階宮其外御参御直奏被為在候處、別而克御都合ニ而言上之通被為聞食候由、尤除服出仕之事も不免之筋御吟味之事」と日記に書いており、御前会議において建白は聴許される一方で、慶喜の除服参内も認められなかったことに安堵している。

ところで、同十六日に朝彦親王は二条閔白から書簡を受領したが、そこには山階宮晃親王らの建白が封入されており、これは近衛忠房が二条に内々に極密な内容を認めた書簡を發して朝彦親王にも回覧するよう付言したことに依った。該建白の提出について、忠房は「山階分押而内府へ申入ル、一応ハ不承知然所、薩ノ大久保市藏内田仲之助藤井良藏井上石見等列参イタシサヘキツテ、今日参内且山印卜令同意候様セマリ申コイ候故、微力ニ而不得止今日参内承引、併右公参内ハ堅ク断ニ相成候由」と、宮から強要されたものの断ったこと

ろ、大久保・内田政風・藤井良節・井上石見らが押しかけてきて撤回させられた。そして忠房は、本日参内して宮に同意することを迫られたため、微力のため止むを得ず参内することにした内幕を語り、徳大寺公純は参内を断つたことを申し添えた。なお同日、議奏六条有容から朝彦親王に対し、「自来官武共大小二不抱申立等之義有之候ハ、殿下御引籠中旁堅固断可差返ノ事」と、建白の趣意を汲み取るようになった沙汰書写しが齎されている。

大久保の申し分とはかなり差異があるが、山階宮晃親王が「大久保一藏陽明殿へ参殿して殊の外尽力せし」と述べていることから、原市之進の周旋活動に対抗し、大久保を中心在京要路は宮や忠房に迫って慶喜の目論見を阻止しようと積極的に行動していることが窺える。常に薩摩藩の利益代表者を演じてきた近衛家であったが、その余りの強引さに忠房が辟易しており、薩摩藩との亀裂の萌芽を見て取れよう。

しかし十八日に至り、二条閔白から両役（議奏・武家伝奏）に対し、「国事無大小御止ニ而ハ、廢朝同様ニ而、仮令ハ諸藩四ヶ月交代或ハ諸藩家老天氣伺等之事難被差置候間、小事ハ被聞食候様無之候而は相済ましく、しかし小事も大事ニ関係いたし候事柄も有之候得は、左様之事件ハ、来会之上御決議可相成」と、国事を大小に拘わらず止めてしまうと廢朝同様である。小事は聞き届けなければ済まず、しかし

小事でも大事に関係することは諸侯会同の上で議するとの諮問がなされ、賛同を得て奏聞され聴許された。

一方で、この決定には山階宮晃親王らは排除されており、「原なと矢張二条家江ハ参殿周旋いたし候筋二相見得、油断相成不申候」と、ここでも大久保は原の周旋によるものとしている。確かに、原は十七日に二条閔白を訪ねて「方今御当職並に尹宮等御不参ニ付、群牧参集迄ハ事の大小を問ハす朝議を開かれすとの御事なれとも、大事ハ群牧参集を俟たせらるゝとも、小事ハ御取扱なくてハ廢朝も同様なり」と主張する。そして、「既に止戦の御達しありし後小倉にて小戦争ありて何の上ならてハ取計らひかぬる様の事もあり、又中納言除服願の事もあり夫是指支少からす云々要請」に及んだため、二条が同意している事実があり、原の粘りに屈したことが窺えよう。

また、大久保は「原なと内策を以將軍御推任之事を諸藩を説込、諸藩より尽力為致候賦と相見得申候、既二十藩計会議いたし、段々議論も有之」と、原による内々の工作によって慶喜の將軍就任を諸藩に説き込み、諸藩に尽力させる様子で既に二〇藩が籠絡されたと見ている。また、十月十日までには除服出仕も叶うであろうとの悲観的な見方を披見し、そうなれば「殿・尹之出仕尽力いたし候にハ相違無御座候、殿・尹之出仕相運候得は、將軍推任ハ愈被相行、左候得は何も水

泡と相成候事ニ御座候」と、慶喜の將軍就任が実現することへの警鐘を鳴らす。そして、「御上京御決定在らせられ候わば、一日にても速やかに御上京の処、万々伏して冀い奉り候」と、久光の上京を切に求めた。大久保から原は最大の政争相手と捉えられており、実際に薩摩藩の意向は悉く原によつて阻止されている。

また、内田政風は鹿児島島の要路に対し、「將軍職を辞候儀実ニ好機會欵と奉存候、此機を失候而ハ再有之ましく、天のあたへニ御座候間、断然と御許容ニ相成、有名之侯伯五六藩ニ御委任、王制ニ被為復度候得共、御尽力なくてハ迎も被行申ましく、深御賢計希所ニ御座候」と、慶喜の將軍辞退をまたとない好機と捉え、五六藩の有志諸侯に委任して王政復古を実現するために、島津久光の尽力がなくてはとて叶わなうとして、久光上京に向けた最大限の善処を求めた。また、「譬徳川ニなるとも橋之大奸智を退ケ挫禿不申候而ハ、諺ニ斥を千里之野ニ放候も同然、迎も只今奸策を以、一橋之名を求候十分之四も後々ハ行ひ申ましく、御賢計可被下候」と、例え諸侯会議で徳川家が中心に座ろうとも、慶喜の大いなる悪知恵を排除できなければ虎を千里の野に放つようなものから危険極まりなく、これ以降にどのような奸策を用いるかも分からなうと注意を喚起した。これまでも何度も煮え湯を飲まされてきた慶喜個人に対する、強い警戒心が窺える。

内田は続けて、「弥御召ニ応し諸侯来朝あらせられ候ハ、断然之御決策迄ハ御見居之上御上京被為在候様念願奉存候」と、諸侯会同となれば間違ひなく国是決定となるため、久光の上京を懇願する。そして、「再ヒケ様之御場合ハ有之ましく、ケ様之世体ニ罷成候而ハ、いつれ王制ニ罷成賢公方被御談、卒尔之五奉行と申様之事ニ罷成、其外参政等之儀も夫々諸侯方より被仰付候ハ、変革格別難事之趣ニハ有之ましく、実ニ橋之大奸可惡之甚敷ものニ御座候、到茲ハ会之頑愚弥以ぬりを上ケ御笑察可被下候」と、このような機会は再び訪れることはあり得ず、王政復古が実現して賢侯が指名されかつての五奉行制が復活し、その他参政なども諸侯から選ばれるようになると政体を予想する。こうした変革は特別に難しいものではないとする一方で、慶喜の大いなる奸計は甚だ憎むべきものであり、会津藩の頑愚振りは増長しており、笑止千万であると強調した。内田は中央政局の実態や今後予想される政体などを述べながら、久光の至急の上京を重ねて懇請した。

九月二十六日、大久保の予想を上回るほどの原の周旋が功を奏して、また孝明天皇の断固たる観慮も相俟つて、特に勅して徳川家主権中納言慶喜の服忌を解き出仕させることになり、十月十六日に至つて参内し、宗家相統および別勅除服の恩を謝して物を献じ、天顔を拝して天盃を賜つた。ここに大

久保を中心とした在京の薩摩藩要路が將軍空位期を逆手に取った諸侯会議の実現による廢幕運動は失敗に帰した。久光上京も時期尚早と判断され、名代として小松帯刀が西郷を伴って十月二十六日に率兵上京することになる。そして、十二月五日に慶喜は満を持して征夷大將軍に就任したことで、中央政局は新たな局面を迎えることになる。

おわりに

慶応二年六月、幕長戦争が勃発したが、開戦前後も薩摩藩・大久保一蔵は出兵辞退の建白を繰り返しており、朝議は最大の雄藩である薩摩藩の主張を無視できず、一会桑勢力の意見も聴取の上で不受理を決めた。しかし、その建白がそもそも大久保個人のものか、久光も承認した藩レベルのものかの議論があった。松平容保や板倉勝静は抗幕姿勢を強める薩摩藩に手を焼き、長州藩同様に警戒・忌避感を強めたが、一方で薩摩藩と良好なパイプがある松平春嶽に幕府・会津藩との仲介を依頼したが峻拒された。緊張関係が増している中で、薩摩藩は七月に入ると御所警衛として新たな派兵を実行に移し、更に久光・茂久父子から幕府の失政を激越に非難し解兵を強く求める上書が奉呈された。朝彦親王・関白二条斉敬は不受理の姿勢を示す一方で、正親町三条実愛を中心に山

階宮晃親王・近衛忠房は薩摩藩に賛同し、嘉納の実現を企図したが却下された。

薩摩藩兵の大挙上京に加え、内田政風が長州藩士民の陳情表を三藩に回達したため、会津藩は薩摩藩の行為を幕府蔑視の行動と強く非難したが、こうした情勢は過度に会津藩を刺激した。そして七月には、会津藩兵が市中で臨戦態勢を取ったため、薩摩・会津両藩兵が戦闘状態になったとの流言が派生し、洛中が騒然となる事態に発展した。薩摩藩は哄笑して傍観の立場を取ったが、市民が大いに動揺したため町役に鎮静を求めた回達をすると同時に、会津藩に抗議して市中鎮撫を依頼した。このように、両藩の過度な対立は中央政局における最大の懸念材料に昇華した。また、大坂留守居役木場伝内から出された至理至当の措置を求めた出兵拒否の最後通告も嘉納されず、中央政局における薩摩藩の孤立化は決定的となった。

幕長戦争中の七月、征夷大將軍徳川家茂の急逝により、慶喜は宗家相続は了解したものの將軍継嗣は頑なに辞退したため、中央政局に大きな波紋を投げかけることになった。慶喜は家茂の喪を秘して幕長戦争への参戦を決め、一撃和議を企図した一方で、勝義邦の起用と薩摩藩の早期取り込みを進言する春嶽の建言を退けた。しかし、九州での敗報などから一転して自らの進発の中止を奏請し、当初解兵に猛烈に反対し

ていた孝明天皇も慶喜の懇請に抗し切れず、洪々承認せざるを得なかった。この事態により、慶喜を支持していた孝明天皇を始めとして、朝彦親王・二条閑白のダメージや權威失墜は覆い難いもので、慶喜と会津藩の亀裂も深甚なレベルに昇華した。こうした中で、岩倉具視をフィクサーとして八月末には廷臣二十二卿列参事件が起こり、朝彦親王・二条は辞職願を出し逼塞に追い込まれた。

將軍空位期において、薩摩藩では大久保・内田がこの機を捉えて、朝廷の召命によって諸侯を上洛させ、一諸侯となった慶喜を含めて諸侯会議を開催することにより、廢幕に持ち込んで王政復古を実現することを企図した。しかし、九月には原市之進の策動により、召命は朝命になったものの、慶喜の要請によるとの文言が加わったため、幕府主導によるものに変質した。次いで大久保らは、廷臣二十二卿列参事件後に朝彦親王・二条閑白が辞表を提出して出仕を止めたため、諸侯の上京まで国事については大小の区別なく決定を猶予し、慶喜の將軍就任にも繋がりかねない除服出仕にも反対した。しかし、ここでも最終的には原の逆襲に遭い、悉く薩摩藩の周旋活動は失敗に帰した。

本稿では、出兵拒否における大久保の周旋について、朝彦親王は久光が与り知らない大久保の一存と判断したが、慶喜・春嶽は久光も同意した国論であると確信していることを

明らかにし、大久保の建白は久光の意向から逸脱しない範囲でなされたもので、現場判断に任された藩論として有効なものであり、結果として追認されることを明示した。また、久光父子からの建白は幕府の失政を痛烈に批判するだけでなく、征長は条理に反することを主張するなど朝廷・孝明天皇に対する要求・諫言が含まれ、薩摩藩の抗幕姿勢に加えて朝議に対する不満を、初めて激しく吐露した内容であることを論証した。

薩摩藩の新たな派兵が桁違いの大人数として廷臣や幕閣に喧伝しており、薩摩藩に対する警戒・恐怖心が想像以上であったことを指摘し、久光父子からの建白を阻止するため、朝彦親王と二条閑白が肥後藩を始めとする在京諸藩の要路に働きかけている実態と、正親町三条実愛の嘉納に向けた周旋状況を明確にした。また、薩摩藩の行為を幕府蔑視と強く非難していた会津藩は激しく動揺を来たし、薩摩・会津両藩兵が戦闘状態になったとの流言から洛中が騒然となる事態に発展し、薩摩藩が市民に鎮静を求める一方で、会津藩に抗議し、市中鎮撫を求めた一連の経緯を明らかにし、薩摩・会津両藩の確執が抜き差しならぬレベルに到達している実態を論じた。また、薩摩藩の出兵拒否の最後通告を巡る朝議において、正親町三条実愛が孤軍奮闘したが及ばなかった経緯を説明し、孝明天皇が最大の主戦派であり、天皇の意思が戦闘継

続に最も重要な役割を果たしていることを指摘した。

家茂の急逝後、早期の一撃和議を企図した慶喜は幕長戦争への参戦を決めたが、輦下の治安を危惧して会津藩の出陣を承諾しなかった背景として、シャルル・ド・モンブランの存在があったことを明示した。薩摩藩・五代友厚はモンブランを通して幕府の極めて深甚な反薩摩的な志向を掴んでおり、長州征伐後に薩摩征伐が実行されることを確信して抗幕姿勢が激化する一因となったこと、更に薩摩藩を警戒して幕府は上方にも兵力を配置せざるを得ず、幕長戦争の敗因の一因であることを論証した。また、廷臣二十二卿列参事件における薩摩藩の関与を示唆し、一会桑勢力（政権）について、政敵が評価するほど慶喜と会津・桑名両藩間に緊密な連携や信頼の醸成は必ずしも見られず、一会桑勢力と一括りで過大評価することへの見直しを提言した。

将軍空位期の薩摩藩の動向について、諸侯会議に伴う王政復古の実現による廃幕を企図し、朝命による諸侯召命、諸侯上京までの朝議非開催、慶喜の除服参内阻止の三点に絞られた周旋活動が激烈に展開され、山階宮見親王・徳大寺公純・近衛忠房らの建白に帰結したが、その過程で忠房が辟易するほど強要的な依頼がなされた事実を明らかにした。また、二条閔白と絶対的なパイプを堅持した原の周旋により、逼塞しているはずの二条閔白が通常通りに政務を執り行い、孝明天

皇の支持を得たことで薩摩藩の宿志は悉く失敗に帰したことを論証した。

十月二十七日、二条閔白は出仕を再開し、同日に廷臣二十二卿列参事件関係者の大量処分がなされ、朝議は一変して慶喜は二条閔白と協働して国事を統べることが可能となり、また、上京諸侯の推戴を受けたとして十二月五日に新将軍徳川慶喜が誕生する。しかし、幕府を庇護し続けた孝明天皇の突然の崩御は慶喜にとつて大きな痛手となり、有志諸侯との連携を模索させることになった。兵庫開港問題や長州藩処分が大きな課題となる中で、四侯会議が画策されるなど、中央政局を舞台にした政争はいよいよ最終段階を迎えることになる。

註

(1) 将軍空位期に焦点を絞ったものとして、井上勲「将軍空位時代の政治史——明治維新政治史研究」（史学会編『史学雑誌』七七卷一一号所収、一九六八年）および白石烈「将軍空位期における「政令一途」体制構築問題と諸侯会議」（家近良樹編『もうひとつの明治維新——幕末史の再検討』所収、有志舎、二〇〇六年）がある。薩摩藩の動向について、前者は主として大久保一蔵の動

向から、「共和政治」の実現が薩摩藩論として確立され倒幕が意識され始めた時期と捉え、後者は孝明天皇の政局への浮上によって慶喜の要求が聴許され、また廷臣二十二卿列参事件の参加者が処罰されたことにより、薩摩藩の政治活動が阻止されたとする。また、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（吉川弘文館、二〇〇四年）では、大久保の視点から出兵拒否を薩長盟約から説明する程度に止まり、家近良樹『幕末政治と討幕運動』（吉川弘文館、一九九五年）では、小松帯刀の率兵上京後の幕薩融和段階に焦点が当てられ、また『西郷隆盛と幕末維新の政局』（ミネルヴァ書房、二〇一一年）では、大久保の動向は薩摩藩の統一見解に基づくものではないこと、在藩と在京の藩士で意見の相違があったことが強調されている。

- (2) 「長州再討拒絶ノ届書」(鹿児島県維新史料編さん所『鹿児島県史料(忠義公史料)』(以下『忠義』)、鹿児島県、一九七六年、史料番号一八六、一七五頁)
- (3) 「再討出兵謝絶上申書」(木場伝内署名、四月十四日、『忠義』四、史料番号一二二、一〇七頁)
- (4) 日本史籍協会叢書『續再夢紀事』五、七月一日条、東京大学出版会、一九七四年復刻、一九九頁。なお、これ以降、特に断りがない場合、日本史籍協会叢書(東京

大学出版会)とする。

- (5) 「光愛卿記」(宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』五、平安神宮、一九六九年、七六九頁)
- (6) 『續再夢紀事』五、七月五日条、二〇九頁。なお、五日とあるのは四日の誤謬と考へる。
- (7) 『朝彦親王日記』二(七月四日条、一九六九年、一〇八・一一〇頁)には、「サ印模様大久保市藏進退キハマリ候時節故、何トカ此進退ヲユルメ候策、勘考候様申置畢」と、親王が進退に窮する大久保のパフォーマンスであると、冷やかに見ていることが窺える。また、「従内公噂大久保市藏下坂先頃ノ建白、主人修理大夫ノ名ニ而差出候旨咄候也」と、近衛忠房から大久保が藩主名で勝手に差し出したものと聞き及んだと記している。
- (8) 『續再夢紀事』五、七月八日条、二〇二〜二〇三頁
- (9) 『續再夢紀事』五、七月二十七日条、二五七〜二五八頁
- (10) モンブランについては、宮永孝「ベルギー貴族モンブラン伯と日本人」(法政大学社会学部学会『社会志林』四七卷二号、二〇〇〇年、一八二〜一八頁)参照。
- (11) 『朝彦親王日記』二、七月七日条、一一三〜一四頁
- (12) 「薩藩出兵御断書へ御付札写」(『忠義』四、史料番号二二八、二一七頁)

(13) 「柳原光愛日記」(七月十三日条、「維新史料綱要データベース」)

(14) 『續再夢紀事』五(七月八日条)、二二七～二二八頁

(15) 薩摩藩と会津藩の対立から、「今夕方三條大橋東ツメニテ、会藩佐々木某十八才一人薩藩四人行合ノ口論分及刀傷、薩方一人ハ即死一人ハ片腕ヲトサレ今一人ハキツウケタル由、始從後カタエキリ附ラレタル由、併薩人ヲ一人打コロシ自分モ其場ニ而死候由也」(『朝彦親王日記』二、七月十四日条、一二五頁)といった藩士同士の衝突の風聞が、この時期にも実しやかに喧伝されていた。

(16) 『續再夢紀事』五、七月十三日条、二二二頁

(17) 「七月十七日届書 松平修理大夫内内田仲之助」(『連城漫筆』、一九九七年復刻、二三九頁)

(18) 『嵯峨実愛日記』一、七月十七日条、一九七二年復刻、五一三頁

(19) 『朝彦親王日記』二、七月十七日条、一二八頁

(20) 「禁闕御守衛人数召連上京の物主名隊」(『中山忠能履歴資料』八、一九七四年復刻、四二～四三頁)

(21) 「時勢叢談」(七月二十九条、「維新史料綱要データベース」)

(22) 「久光茂久二公ヨリ朝廷ヘノ上書」(七月九日付、鹿

児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料(玉里島津家史料)』(以下『玉里』)四、鹿児島県、一九九五年、史料番号一五二二、六八一～六八四頁)。なお、七月十日に鹿児島を出港した豊瑞丸に乗船した伊地知壯之丞が持参した。

(23) 山階宮晃親王書簡(島津久光宛、十二月十一日、『玉里』四、史料番号一五三七、七二三～七二四頁)によると、「国家忠節之建白、殊無類勤王之志、叡感不斜候、関白殿ニも御満足ニ思召候由、乍去万事幕府江御委任之とは、只今の処何共く不被行方、よし定從武伝被申達事候間、右ケ条ニ付撰相老公(近衛忠熙)内大臣殿(近衛忠房)正三卿(正親町三条実愛)儀も恐痛種々御尽力ニ候得共、如例々々ニ而不被行、何共く恐入候次第第二候」と、久光の建白が幕府への大政委任のため、取り上げられない実態を記載している。

(24) 『朝彦親王日記』二(七月二十日条、一三二～一三三頁)によると、「薩ノ大久保市藏参ル、修理大夫大隅守等ノ口上時節申入ル、且此長征ニ付如何ト存ル旨建白書持参内府江モ可申入旨申聞、又幕エモ差出候様申聞畢(略)関白今以封中示修理大夫大隅守等分建言一卦ハ、伝奏抑留且山階内府予三條等江写持参ノ由申出居候由也、附而ハ廿四日御評議ト被申越仍ナニモ承候旨返書ニ

申入ル」とあり、朝彦親王が二条斉敬と連携して対応し始めたことが窺える。

(25) 『續再夢紀事』五、七月条、二六八頁

(26) 『朝彦親王日記』二、七月二十二日条、一三四～一三五頁

五頁

(27) 『嵯峨実愛日記』一、七月二十日条、五一四頁

(28) 『續再夢紀事』五、七月条、二六九頁

(29) 『嵯峨実愛日記』一、七月二十二日条、五一六頁

(30) 『續再夢紀事』五、七月条、二六九～二七〇頁

(31) 「慶應二年六月防長士民ヨリ薩州及び芸州ノ兩藩へ差出タル書面」(『忠義』四、史料番号二四一、二二六～二二七頁)。

回達先は加賀・仙台・越前・肥後・福岡・芸州・佐賀・鳥取・岡山・津・徳島・土佐・久留米・久保

田・盛岡・米沢・津山・松江・川越・宇和島・明石・高松・伊予松山・柳河・二本松・大聖寺・富山・弘前・

忍・中津・新発田・郡山の三藩。

(32) 「登坂心覚」四(七月二十八日条、『松平春嶽全集』、原書房、一九七三年、五五二頁)

(33) 北原采女・神保内藏助書翰(萱野権兵衛・梶原悌彦・上田学太輔宛、八月三日、「会津藩廟記録」八月三日条、「維新史料綱要データベース」)

(34) 品川弥二郎書簡(木戸孝允宛、七月二十八日、木戸

孝允関係文書研究会『木戸孝允関係文書』4、東京大学出版会、二〇〇九年、二四七～二四九頁)

(35) 内田政風書簡(外島機兵衛他宛、七月二十七日、「維新史料綱要データベース」)。

なお、「七月二十七日薩藩ヨリ會津藩江文通ノ写」(『忠義』四、史料番号二一七、二〇四頁)はほぼ同一内容であるが、宛名等の記載がない。

(36) 「薩兵入京ニ付會津藩狼狽事情」(『玉里』四、史料番号一五四七〇二、七三七～七三八頁)。

なお、高崎政風による鹿児島への報告書と考える。

(37) 北原采女・神保内藏助書翰(萱野権兵衛・梶原悌彦・上田学太輔宛、八月三日、「会津藩廟記録」八月三日条、「維新史料綱要データベース」)

(38) 「長防征討出兵御断最後ノ上申(木場傳内)」(『忠義』四、史料番号二一六、二〇三～二〇四頁)

(39) 『續再夢紀事』五、七月条、二七〇～二七二頁

(40) 山階宮晃親王書簡(島津久光宛、十二月十一日、『玉里』四、史料番号一五三七、七二三～七二四頁)による

と、「正三卿の身命ヲ抛ち、直係毎度ノ舌戦実々公卿中之一人ト万々感伏候」と、正親町三条実愛の捨て身の尽力を称賛している。

(41) 朝彦親王は関白二条斉敬に対し、「尾張前大納言被補

候而ハ如何此邊申入ル、一橋ノ處雖衆望又如何ノ處モ有之故右邊申入ル関白同意也此義ハ書外ノコト也」(七月二十日条、『朝彦親王日記』二、一三二―一三三頁)と、家茂の後継として徳川慶勝を推しており、慶喜は人氣があるが如何かと思える所もあるとして退け、二条も同意している。一會桑勢力と癒着していると認識される朝彦親王らの言説は看過できず、相互信頼が必ずしもなかった証左と言えよう。なお、「関白分相談ケ條大樹後ノ處、先一橋ハ止メ、從幕言上人体ト申談ス」(七月二十一日条、一三三頁)と、取り敢えず慶喜は回避するものの、幕府からの言上に従うとしている。

- (42) 『續再夢紀事』五、七月二十五条、二五二―二五三頁
- (43) 『續再夢紀事』五、七月二十七日条、二五七―二五八頁
- (44) 日下部太郎書簡(春嶽側近宛、六月十八日、『續再夢紀事』五、七月条、二二八―二二九頁)
- (45) 薩摩スチューデント・寺島宗則の國家構想については、拙著『グローバル幕末史』(二〇一五年、草思社)の第九章「ロンドン薩長同盟」三節「寺島宗則と英國首脳の交渉」参照。
- (46) 『續再夢紀事』五、七月晦日条、二八三―二八四頁
- (47) 「京師風聞書」(『中山忠能履歴資料』七、一九七四年

復刻、八三頁)によると、「一橋為長征出芸之留守中強訴ニ及、若会桑等以兵防之節ハ不得止交闘争之外無」との記載が確認できる。また、六月二十五日、老中本莊宗秀が芸州藩に命じて御預中の長州藩主名代穴戸備後助・藩士小田村素太郎を釈放して帰藩させ、その後その専断の責によつて処罰されたが、釈放の事由として「薩英ノ激論助ノ蒸氣船唐借候哉ノ風聞有之、薩又ハ内実入込候哉」(『本莊宗秀書簡』(『中山忠能履歴資料』八、一〇一―一〇三頁)も挙げており、薩摩藩の存在が各所で甚大な影響を及ぼしていることが窺える。

- (48) 例えば、三宅紹宣著『幕末維新の政治過程』(吉川弘文館、二〇二二年)では、薩長同盟の評価を履行状況から逆算している嫌いがあり、薩摩藩の既定路線上で理解できる長州藩支援を強引に同盟六条文に当てはめて履行事実として認定しており、薩摩藩兵の上京もそれに含まれる。
- (49) 八月四日、毛受鹿之助は板倉勝静に対し、慶喜の進発前に諸侯会議の開催を再度主張した際に、慶喜の英邁さ故の「御自力のみ御頼みなさる」(『續再夢紀事』五、八月四日条、三〇八―三〇九頁)ことに注意を促し、「薩の君臣を中納言殿にハ何事に付ても御厭ひなされ、或時薩ハ討つへし杯仰られし事もあるよし」と、慶喜の

薩摩藩を強く嫌悪する姿勢を批判している。

(50) 「内田伸之助ヨリ在藩ノ重役へ」(九月二十二日、『玉里』五、史料番号一五六一、一六〇―二二頁)

(51) 会津藩の状況について、大久保一藏は日記に「會不平ヲ生橋ヲ恨ミ内輪沸騰、是非干戈ヲ以迫ルト云程之勢ニ候」(『大久保利通日記』上巻、八月二十一日条、マツノ書店、二〇〇七年復刻、二八三頁)と記述している。

(52) 『續再夢紀事』五、八月十二日条、三三四―三三五頁

(53) 『續再夢紀事』五、八月十三日条、三三九―三四〇頁。なお、横井小楠書簡(松平春嶽宛、八月十一日、

『續再夢紀事』六、二八―二九頁)によると、「一日も早く新大樹公御相続誤国之奸邪御黜斥内外有名之侯伯ハ申ニ不及、旗下頭名之諸君子御登用、別而薩ハ無実之免塞候得は大隅公早々御呼上長州之御処置御任せ被遊度、総而旧来之御非政御改正天下列藩と共に公正之御政道ニ出候得は、所謂凶を変して吉と為す一新更始、皇国之興隆此時と奉存候」と、久光を早々に上京させて長州処分を任せることを提案している。

(54) 『續再夢紀事』五、八月十四日条、三四八頁

(55) 註(50)。なお、十四日に孝明天皇も慶喜の内願を朝彦親王・二条閔白から奏請があった際、「殊ノ外ノ御気色兩人恐入候次第」(『朝彦親王日記』二、八月十四日

条、一五九頁)と激怒し、「内願ノ旨難被遊御採用、当月四日於御学問所衆議ノ節、一橋中納言江御沙汰通可相蓮旨、以宸翰閔白江直様被出」ていた。また、十八日に松平春嶽の訪問を受けた朝彦親王は、「今度一橋殿出陣を止められしを満腔御不平の御模様にて、節刀をも賜ハリし程の寵遇を請ながら、九州諸藩か解兵せりとして俄に出陣を止むるとハ何事なりや、例の一橋にてあき果てたり」(『續再夢紀事』五、三六六―三六七頁)と、慶喜に対する強い不満を述べている。

(56) 同時に慶喜を上様と呼称することが命じられたが、八月二十四日、春嶽は大坂城内で板倉勝静に対し、將軍職継承の際、宣下までの期間に用いる呼称であり、慶喜が將軍職を辞退しているからには、「矢張是迄の通り上様と称せられてハ御辞職ハ名のミにて、何事も元の儘なりと諸藩を始世上にても批判すへけれハ、速に彼御称号は止められ然るへきなり」(『續再夢紀事』五、八月二十四条、三八二―三八四頁)と申し入れた。板倉は本件は慶喜にも申し上げ、評議もした結果、「禁中より將軍同様御依頼御政務御委任と仰出されたる廉もあり、又諸侯と同等になりてハ従来の御規模も失せ果、且ハ外国に対し不都合もあれハ、矢張上様と称せられ然るへく、上様と称せらるれハとて御辞職の事に關係ハ致さすとの事な

り」と春嶽の提言を一蹴している。

(57) 内田政風は「鉄面皮之最且其上俱ニ計候会・桑を放すの心根、実二人間之所為ニ無御座候、彼か存意を遂候様二而ハ吃と不相濟儀欤と奉存候、能々御工夫可被下候」(註(50))と慶喜の対応を非難するとともに、慶喜の政治力への注意喚起を行っている。

(58) その他、左京権大夫北小路随光、侍従千種有任・岩倉具綱、従三位高野保美・穂波経度・高倉永祐、右近衛権中将御司隆韶・園池公静、右近衛権少将愛宕通致・植松雅言、左近衛権少将高野保建、少納言高辻修長、美濃権介長谷信成、大夫四条隆平・西洞院信愛・西四辻公業・愛宕通旭・岩倉具定、主水正沢宣種、左馬頭大原重朝の二十名。

(59) 『朝彦親王日記』二、八月晦日・九月四日条、一七六・一八〇頁

(60) 「風聞書」(『中山忠能履歴資料』八、一九七四年複製、二〇四頁)に「岩倉入道並薩藩ヨリ起り候トノ風説モ有之候」、「遠計来語」(同右、二五二頁)に「列参建白ノ根元ハ薩藩ニテ山階謀主ニ相違無之趣専ラ壬戌幽閉ヲ出スニ起候」との記載があり、廷臣間で薩摩藩の関与が喧伝されていたことが窺われる。

(61) 『朝彦親王日記』二、八月晦日条、一七六頁

(62) 『續再夢紀事』五、八月十七日条、三五五～三五六頁

(63) 『續再夢紀事』六(九月二十二日条、四〇頁)によると、慶喜は梅澤の復命内容を春嶽に伝えている。

(64) 松平春嶽書簡(徳川慶喜宛、八月十七日、『續再夢紀事』五、三五九～三六〇頁)

(65) 『續再夢紀事』五、八月十九日条、三六九～三七〇頁

(66) 「登坂心覚」(八月二十日条、『松平春嶽全集』四、六九四～六九八頁)

(67) 原市之進書簡(二条閣白側近宛、八月二十三日、『大久保利通日記』上卷、八月二十三日条、二八六頁)

(68) 「朝彦親王御記」(『孝明天皇紀』五、八五二頁)

(69) 大久保一蔵書簡(西郷吉之助、九月八日、『西郷隆盛全集』五、二八七～二九一頁)

(70) 『續再夢紀事』六、九月十一日条、二三頁

(71) 大久保一蔵書簡(西郷吉之助、九月二十三日、『五里』五、史料番号一五六二、二一～二四頁)。なお、『大久保利通日記』上卷(九月十日条)にも、「將軍同様御会釈之義、頻原市頻周旋いたし候事」と記されている。

(72) 『續再夢紀事』六、九月十六日条、三〇～三一頁

(73) 『大久保利通日記』上卷、九月十六日条、三〇五～三〇七頁

(74) 『朝彦親王日記』二、九月十六日条、一八八～一八九

- 頁
- (75) 『續再夢紀事』六、九月十七日条、三三頁
- (76) 大久保一藏書簡(西郷吉之助、九月二十三日、『玉里』五、史料番号一五六二、二一～二四頁)
- (77) 『續再夢紀事』六、九月十九日条、三六～三七頁
- (78) 註(76)

(79) 註(50)

付記

A) 本稿は神田外語大学研究助成(二〇二一年度公募研究)による研究成果である。